

建設環境常任委員会会議記録（概要）

平成27年9月15日（火）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○請願第2号 狭山丘陵・三ヶ島2丁目に造成予定の墓地計画は、所沢では前例のない盛土・急斜面地であり、崩落の危険性に関する斜面災害の専門家による調査報告を、所沢市が十分精査し吟味することを求める件

近藤委員長

初めに、本日は、参考人として、請願者である公益財団法人トトロのふるさと基金の安藤聡彦さんに御出席をいただいております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。さっそくですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、参考人に10分程度で御意見を簡単に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。なお、参考人の方から意見を述べるにあたり、資料の提出がありました。資料については、全議員及び出席している執行部に配付することにより、ごらんください。

（委員了承）

次に、参考人より意見を述べるにあたり、パネル等の使用の申し出がありました。パネル等の使用について許可することによろしいか。

(委員了承)

それでは、安藤参考人をお願いいたします。

【参考人意見】

安藤参考人

請願代表人の公益財団法人トトロのふるさと基金理事長の安藤と申します。このたびは、請願書の趣旨に沿って現地視察を行われ、また参考人招致を決定くださいましたことに心から感謝申し上げます。これより請願の趣旨を説明させていただきます。今回の墓地計画地は、狭山丘陵・埼玉県立狭山自然公園内の三ヶ島2丁目にあります。私どもトトロのふるさと基金は、25年前より、当計画地を含む狭山丘陵の豊かな自然環境である里山を未来の子どもたちに残すために、ナショナルトラスト活動による保全の運動を続けてまいりました。多くの市民の皆様からご支援いただき、現在トラスト地であるトトロの森は31カ所にまで増えています。また、所沢市による保全地も丘陵の各所にあり、近年は市のみどりの基本計画に基づいた里山保全地域指定による保全も進んでいます。このように行政、市民、そして当基金が協力し合って保全を進めてきた当地域において、突然、この墓地計画が浮上してきました。先日視察いただきましたように、計画地は狭山湖水源林に隣接しています。今から35年前、早稲田大学が狭山丘陵三ヶ島地区に進出するにあ

たり、埼玉県は雑木林を残すため、大学に対し計画地を北側にセットバックするよう要請しました。当時でも、林の伐採は環境破壊だと考えられていたからです。大学は提案を受け入れ計画を変更し、湧水が豊富で美しい谷が残されました。この谷の斜面林に降った雨が地下にしみ込み、地下水となり、やがて斜面下から湧水となって湧き出し、流路や湿地を潤しているからです。それは、まさにあのとなりのトトロに描かれたような美しい里山の風景でした。ところが1990年頃バブル時代末期に、この谷に大量の建設残土が埋め立てられ、先日ご覧いただいたような急峻な崖地が形成されました。当時は規制が緩く、締め固めた盛土をするわけではなかったため、埋め立て当時から崩れ落ちるなどの問題が起きていました。今回の計画は、この危険な崖地にさらに一部盛土をする計画になっています。特に、計画地下には狭山丘陵でわずかに残った湿地、狭山丘陵いきものふれあいの里スポット3 湿生植物の里があり、市内でも見ることの稀となった蛍が自生する環境にあります。私たちは、過去の盛土に関する届出資料や現地調査の結果などから、この墓地計画が実現した場合に予想される危険性として、崖下の湿地の湧水量の減少や雨水による土砂堆積がもたらす砂川堀源流部の水量の減少や生物多様性の低下、ゲリラ豪雨や地震等による大規模な斜面崩壊、すなわち墓地そのものの崩壊及びそれによる崖下湿地の壊滅的破壊という認識をしておりました。計画地が崖地であることの危険性を私たちが指摘したところ、本年2月に行われた計画者による関係住民に対する説明

会で、計画者は市役所で縦覧に供された計画概要や資料には全く示されていない盛土・擁壁の計画があると説明され、本年3月に当基金の要請に基づきボーリング調査などを実施し、その報告書を基にした計画を示されました。そこで、事業者側の調査結果を検証できるようにするため、当基金独自に専門業者委託によるボーリング調査を行いました。その結果を斜面防災研究の第一人者である京都大学斜面災害研究センター長の釜井教授に解析していただいたところ、たいへん驚くべき結果が出たのです。詳しくはこの後釜井教授に御説明いただきますが、結論としては震度5強以上の地震が発生した場合、計画地では土砂崩れが起きる可能性が極めて高いということです。そこで私たちはその解析結果と意見書を所沢市に提出し、市役所による墓地計画の審査意見書作成にあたり、専門家の見解を精査し、墓地計画の安全性を十分考慮した意見書を作成されたいと要望しました。しかし、生活環境課の担当者からは現在までのところ、事業者側の調査資料と条例に定められた基準で判断するという回答しかいただいておりません。このような専門家中の専門家による土砂崩れの危険性を指摘する意見書を、精査しないということがありえるでしょうか。そこで、墓地の永続性及び墓地利用者の保護の観点から、重要な墓地計画地の安全性については、専門家の見解を十分精査し、審査意見書に反映するよう議会から要望していただきたいと考え、今回の請願提出に至りました。ここからは配付した資料に沿って説明させていただきます。平成12年12月6日付厚生省生活衛生局長発出の

墓地経営・管理の指針によれば、墓地は公共的なものであること、今般、墓地が管理放棄されるような事例が多々あることが指摘され、墓地の持続性の確保など、利用者の利益の保護、周辺的生活環境との調和等の公共の福祉との調整が重要であること、その結果として行政の広範な裁量に委ねられていること、不適切な墓地経営の許可申請については、利用者保護の観点から許可しないことが重要であること等が指摘されています。また、墓地、埋葬等に関する法律の逐条解説では、墓地の経営の許可にあつては、法の趣旨に照らし、その他公共の福祉を十分に勘案することを要すると指摘しています。そして、その他公共の福祉の観点としては、墓地造成に伴う災害防止を例として挙げています。裁判例でも、墓地の許可権者の広範な裁量権が認められています。横須賀市の墓地の件に関する横浜地裁判決では、当該自治体の条例の基準について、条例に規定したような墓地等の経営者及び設置場所に係る審査の基準に反するような申請を許可してはならないものと明示することにより、申請の許可に係る被告市長の広範な裁量権の行使に一定の制約を設けようとしたものと解すべきであつて、それ以上に市長において、墓地、埋葬等に関する法律第1条の趣旨・目的に従つて、条例に審査の基準として明示されていない事項をも総合的に考慮して申請を不許可とすることを許さないものとして、裁量権の行使を制約しようとする趣旨のものと解することはできないと指摘されています。この判決は、手続き条例の基準は最低限の基準であり、さらに墓地、埋葬等に関する法律第1条の

趣旨・目的に従って、条例に明示されていない事項を勘案する許可権者の裁量を制限するものではないということを指摘しています。このように、極めて公共的な墓地の許可にあたっては、様々な事情を考慮して総合的に判断する必要があり、そのための広範な裁量権が許可権者にあることが行政解釈からも裁判例からも認められています。以上を勘案すれば、釜井教授のご見解は墓地計画の永続性に関わる重要な御指摘であり、所沢市は釜井見解を精査した上で、本計画が将来にわたり安全に管理されるものであるか否かについて、墓地、埋葬等に関する法律に基づき厳しく審査をする責務があります。仮に、専門家が指摘しているにもかかわらず、これを考慮することなく許可を行い、将来土砂崩れによる墓地崩壊が生じて墓地利用者に被害が生じた場合には、許可の時点に遡って所沢市の判断が厳しく検証され、所沢市の責任が問われる事態になる可能性があります。このため、私たちは所沢市に対して複数回、釜井教授の意見聴取の機会を設けることを含めて、危険性について精査されるよう要望してまいりました。しかし、墓地の許可の担当部署である生活環境課では、危険性についての審査をせず、審査意見書を出す意向であると説明をされました。いかがなものでしょうか。御承知のように、近年地震やゲリラ豪雨による大規模な土砂崩れが頻発しております。このような事態が各地で起こっているわけであります。先週の栃木県、茨城県、宮城県における集中豪雨とそれによる大規模な洪水・土砂崩れは大変な被害をもたらしたわけですが、議員の皆様におかれましてはそれ

をどのようなお気持ちで御覧になられたでしょうか。私たちは、それを決して他人事と思うことはできません。計画地周辺の豊かな自然環境はもとより、死者達の安らかな眠りを責任を持って保全する、そのために最大限の思慮を尽くすことが所沢市の責務なのではないでしょうか。超高齢化社会を迎えた日本社会において、私たちが豊かに生き、安心して永遠の眠りにつくとはどういうことなのか。本件で問われているのは、まさにこの現代日本社会が直面する最大の問題であり、それゆえ多くの市民がこの件についての所沢市の判断を、深い関心を持って見つめています。以上の状況を十分御理解いただき、墓地、埋葬等に関する法律に基づく審査意見書の見極めにあたり、前例のない盛土上に造成する大型墓地の危険性を、所沢市が十分精査することが公的な責任として求められるという議会の判断をぜひお願いいたします。

【参考人意見終了】

近藤委員長

ありがとうございました。以上で参考人の意見の開陳が終了しましたので、次に質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、ご了承願います。

【参考人への質疑】

村上委員	これまでの流れの中で事業主と協議を行ってきたということによろしいか。
安藤参考人	協議は続けてきております。
村上委員	その中で協議の整わなかった最大の部分というのは、危険性の問題ということか。
安藤参考人	そのとおりでございます。
村上委員	今回の請願については、あくまでも審査意見書に反映させていただきたいということが趣旨なのか。
安藤参考人	そのとおりでございます。
浅野委員	行政回覧で署名協力をお願いということで、現在問題になっている土地を公有化してほしいというものが回っており、その中でこの間トロ基金に交渉に当たってもらい、買い取りの判断をできなかったことで現在に至っているというようなことも、市が今までしてきたことということで資料の中に書いてあった。自治連の役員の方と話したときに、公益財団法人トロのふるさと基金と一緒に市もその土地を購入するようなことも考え

たけれど、公益財団法人トトロのふるさと基金からお断りされ交渉が成り立たなかったというような話を聞いたが、その辺の経緯を伺いたい。

安藤参考人

この計画が出てきた当初から、この場所については買い取りの予定というのを持っております。地権者にも、何軒か買い取り意向を示してお家に伺うことをしてまいりましたし、地権者と大聖寺の仲介をしている方を通して働きかけたこともあります。ところが、残念ながらいずれもお断りの返事をいただいたものですから、それ以上の話には至っておりません。私たちとしても、そのことを市長に伝え、市長にもぜひ我々と一緒に買い取りをお願いしたいということで要請してきているということでもあります。

浅野委員

自治連の役員の話では、市長も積極的に購入したいという話をしたけれども、公益財団法人トトロのふるさと基金の方がのってこなかったというようなことを聞いたが、いかがか。

安藤参考人

市長のところには私も2回伺っておりますが、そのときには私たちの方から所沢市にぜひ一緒に買い取りをお願いしたいということで、お伝えしました。そのとき、2倍でも3倍でも私たちの方としては買い取るつもりですということを伝えたところ、市長から一緒にがんばりましょうという言葉をいただきました。

浅野委員

この問題では、議員のところにも地主からの手紙や公益財団法人トトロのふるさと基金の方の内部告発みたいな手紙も届いている。その手紙には、公益財団法人トトロのふるさと基金の内規で評定価格以上では買えないとあるのだが、そういったことはあるのか。

安藤参考人

この問題がありましたので、この2月に臨時の理事会を開きまして、その辺については特に制限を設けないということで内規を改定しています。私たちは公益財団法人でありますので、当然適正な価格に基づいて買い取りしなければなりません。そうは言っても、その場その場に応じて判断しなければならないことがあることも、今回の事例を通して十分承知しております。そういうことへの対応については、理事会の承認手続きを経れば、何倍というような制限にとらわれず執行部で判断できるということを理事会で決定しておりますので、その点については御心配いただくことなくよろしいかと思えます。

浅野委員

行政回覧の資料の中で、市と公益財団法人トトロのふるさと基金が話し合いをもったのは平成26年の12月までとあり、内規を改定したのは本年2月ということである。内規を改定してから市と話し合いをしたのか。

安藤参考人

話し合いはございました。

浅野委員

今の段階では違法性がないので、市としては却下したら事業者から訴訟を起こされる可能性があり、敗訴する可能性が大きいというようなことを書いて市民に配っているが、それについて市が現在の条例の中では負けるかもしれないということをご存知か。

安藤参考人

そのようなことを言われていますが、今回そのために横浜地裁の判決を持ってまいりました。墓地、埋葬等に関する法律というのは細かく規定がされておりませんで、条例についてもいくつかの条件が示されているだけですが、横浜地裁の判決ではそこにしか書かれていないことだけではなくて、総合的な判断をすることが墓地、埋葬等に関する法律の第10条に規定されており、許可権者である首長には担保されているということをおっしゃいますので、この間行政庁の裁量性については考慮すべきことを考慮し、考慮すべきでないことを考慮しなかったということについては、大変厳しい判断が下されているのは、最高裁判例まで含めてそうなっております。ですから、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に則って判断をされれば、例え裁判を起こされても私たちは十分所沢市は勝訴すると確信いたしております。その判例的根拠は、十分にあると考えております。

大館委員

土地を取得するまでの流れについて伺いたい。

安藤参考人

多くの場合は地権者からの申し入れがあって、その場所を実際に見て執行部で買い取るかどうか考え、ぜひ買い取りたいとなった場合には土地の鑑定評価に出しましてその結果を得ます。そういった資料を全部整えまして、弁護士等の専門家が入った土地の公正な取引を行うための委員会にかけて、私たちの今回の買い取りは正当でなおかつ意義があるものかどうかについて審査していただきます。そこでゴーサインが出たことを踏まえた上で、理事会にかけて決定していただき買い取るという手続きになっております。

大館委員

2月の内規改定以降、買い取りにあたってチラシをかなりいろいろ出されているみたいだが、買い取り交渉はどんな形でされているのか。

安藤参考人

内規の改定と今までの買い取りの手続きについては、今のところ何の変更もありませんので、先日も買い取りしましたが、31号地まで全く同じ形で買い取っています。

大館委員

今回の件では、チラシまで出して買い取りたいという意思を出しているが、どこまで地主に対して働きかけてきたのか伺いたい。

安藤参考人

先ほどの繰り返しになりますが、私たちは2つのルートで交渉してきました。1つ目は全ての方にではありませんが、個別に地権者の方にお話し

して買い取りの願いをさせていただきました。2つ目は大聖寺と地権者がダイレクトにやりとりしているわけではなく、その間に仲介業者が入っておりますので、その業者に当方からぜひ買い取りの願いをしたいという事で、申し入れをしております。

大館委員

それはいつ頃から、何回ぐらい交渉しているのか。

安藤参考人

正確な回数はわかりませんが、複数回にわたってということは間違いありません。そういう話し合いですから、会合をもつということではなく、間に入っている方に対しては何度か接触を行っております。

杉田委員

1990年代頃から大量の建設残土が埋め立てられ、それによって当時から崩れ落ちるなど問題が起こっていたということだが、崩れ落ちたことがあるということか。

安藤参考人

ございます。

杉田委員

それはどのような感じか。

安藤参考人

今日は写真を持って来ておりませんが、10年ほど前だったでしょうか、大雨が降った後に、一部崩れたということはあったと聞いております。

杉田委員

仮に、埋め立てがなかったらこういう請願は出さなかったということか。それとも、自然公園ということなので、埋め立てがなくてもこういう計画があれば請願は出したということなのか。

安藤参考人

埋め立てがなくても、そこは保全すべき場所であり、所沢市でも里山景観保全地域にしようとしている地域にまさに隣接する場所でございますので、当然、そうした場所ですから私たちと所沢市とが一緒になって保全すべき場所ですから、例え残土等がなくても私たちとしては保全すべきということは申し上げているはずだと思います。

大館委員

何回か交渉したということだが、2月以降のいつ頃からいつまで交渉したのか。

安藤参考人

夏前ぐらい、6月か7月ぐらいかと思います。

大館委員

2月に改定したとのことだが、それで交渉は夏からということか。

安藤参考人

いつからということはずぐに数字が出てきませんが、交渉していたのはこの夏ぐらいまでかと思います。先ほどからその点について御質問をいただいておりますが、私たちとしてはとにかく保全したく、できれば公正な価格で買い取りたい。何も3倍、4倍というお金を払うのではなくて、通

常の地価で買い取りたいと考えておりますので、2月に改定する以前から接触はしていたのではないかと記憶しております。

大館委員

先ほど浅野委員から市との話があったが、それは2月以前の話か、2月以降のことか。

安藤参考人

2月以前にあったがどうかはすぐには確認できませんが、2月以降にその話をしていることは間違いありません。

大館委員

市と共同で買うというのは、あくまで所沢市が諦めたということか。公益財団法人トトロのふるさと基金が手を引いたわけではないという理解でよろしいか。

安藤参考人

私たちは一切手を引いておりません。私たちは、可能性があるのであれば買い取ることを考えております。これまで私たちは、良好な自然を全国からの大事な寄付金で買い取ってきました。どこにお金をかけるかということについて、私たちは非常に責任を持っておりますし、問われています。ここは良好な自然環境だから買い取ろうということ、ずっと積み重ねてまいりました。今回の土地は、むしろそうではない土地だということになりますから、私たちはそれをいくらで買い取るのか、その場合の管理の仕方はどうするのか、さまざまなことを考えなくてはなりません。そういう

責務を負っていると思っておりますが、基本的にはそれを買って所沢市と何らかの形でお話をしながら公的な管理の仕方を考えていきたいというふうに思っております、その決意については変わりません。

大館委員

先ほど交渉がうまくいかなかったとの話だったが、市に入ってもらって一緒に交渉をするということはなかったのか。

安藤参考人

随分それについては担当部局ともお話ししましたし、市長にもお話をしました。総論的にはそういうこともあっていいのではないか、あるいは繰り返しになりますが、市長から私たちとしてはそうしたらお金を出す準備はあるということまで言っていたと思いますが、直接的に私たちが所沢市と一緒に地権者や仲介業者との間で交渉するといったことは現在はやっておりません。

大館委員

現在ということは以前はやっていたのか。

安藤参考人

これまではやっておりません。

城下委員

この地域は狭山丘陵ということで、全国的にもまた世界的にも注目されている場所ですし、先ほど理事長からの説明の中で、今回の計画そのものがあの地域の生物多様性の低下にも影響を及ぼすのではないかとこの

とを危惧している説明があったが、請願の資料の中に隣接する地域で水銀が検出されたという報告もありました。その辺のところでは、安全性とそれ以外の生物多様性の低下というのは、具体的にどういうことが今懸念されているのか、示してほしい。

安藤参考人

資料にあるように、当該地はふれあいの里スポット3の湿生植物の里でございまして、夏には蛍が舞っているような場所でございます。そういう場所に、墓地ができてしまって地下水がなくなってしまうと、湿地が枯れてしまう、そういうことによって蛍がいなくなってしまう、そうしたことを私たちは大変懸念しているということになります。

城下委員

生活環境課に対してもいろいろ要望行動をされていたとのことだが、請願に至るまでにどれぐらいの交渉を持ったのか。

安藤参考人

これまで担当の生活環境課、開発指導課には、私が伺って部長、次長、担当者とお話することもございましたし、事務局長や担当職員が伺ってお話するということもございました。今すぐに数字は出ませんが、数多くさせていただきました。その中で、先ほど村上委員の、「今回の請願については、あくまでも審査意見書に反映させていただきたいということが趣旨なのか。」との御質問に対して言い違えてしまいました。反映ということではなく、私たちとしては釜井先生の御意見というのは、もしも地震

があったら崩れてしまう、そのリスクが極めて高いということでもありますので、とにかくそれを精査して、その精査したことを審査意見書にきちんと盛り込む、その上で広範な裁量権に基づく判断ということをしていただきたいと、こうしたことを常々申し上げてきております。

村上委員

請願の趣旨が先ほどの説明と随分変わっているようだ。教授が出された調査報告書の中身について精査したうえで事前協議を出すということと、報告書を精査してほしいという意見書を出すということでは、大変大きな違いがある。今の説明が今回の請願の趣旨ということによいか。

安藤参考人

それでよろしいです。

浅野委員

市が何の努力もしていないということではなく、所沢市もこの場所の緑を守りたい、墓地は作らないでほしいということで市長や担当部署が一緒に努力をしたが、地権者が墓地計画者へ売るという判断をしたということか。地権者が公益財団法人トトロのふるさと基金ではなく墓地計画者へ土地を売るということを憂いているのか。

安藤参考人

緑は地権者だけの個人的な努力では守れないということが現代社会なのだと思っております。そうした中で私たちは、狭山丘陵のいろいろな場所を買い取ってとにかく多くの緑を所沢市と協力して守っていくという

ことをこれまで重ねてやってまいりました。当該地域の周辺地域については買い取っておりますが、当該地域の土地の買取りについては地権者の方とお話しすることができておりませんが、地権者の方はかなりご高齢ですので、今後を考えて土地を売ってしまいたいという意向を示されたのではないかと推測しています。

私たちは墓地というものは永続性が極めて大切であると考えておりますので、この場所は私たちと所沢市とで共同で買い取ってできる限り安全な形で恒久的に管理していくということが最もよい方法ではないかと考えています。

村上委員

安全な形で管理をしていくということは、具体的にどういうことか。

安藤参考人

当面はこの地域については手を付けないことが原則かと思えます。それ以上の具体的な安全対策については、釜井教授がその道のスペシャリストですので、釜井教授に聞いていただきますようお願いいたします。

村上委員

もしも公益財団法人トトロのふるさと基金で買い取り所有者になる場合、釜井教授は、所有者に対しても早急に手を打つべき土地であると進言しているのか。つまり財団でも何らかの安全対策を行うという理解でよいのか。

安藤参考人

釜井教授から様々な事例についてお聴き取りいただけたらと思っておりますが、今般様々な形でリスクを抱えた土地がある中で、全国の自治体ではそうした土地を買い取って保全するということが進められているようです。たとえば、財団でこの土地を買い取らせていただき、所沢市に寄付をして所沢市で管理をしていただくということも1つの案として考えております。

村上委員

現在でも該当の土地は危険だとのことなので、現時点で早急に地主が何らかの対応をするべきではないかということをご指摘しておきます。

市に買い取ってもらうにしても、この土地については何らかの対応をすることが前提であるという理解でよいか。

安藤参考人

この場所を保全していくためには何らかの安全措置は必要ではないかと考えます。そのことについて私たち財団としてできることは検討し、させていただきたいと考えております。

村上委員

何らかの対策は必要だという理解でよいか。

安藤参考人

必要だと考えています。

【参考人への質疑終結】

近藤委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重な意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

(参考人退室)

休 憩 (午前9時45分)

再 開 (午前9時49分)

(参考人入室)

近藤委員長

次に、参考人として、京都大学防災研究所教授の釜井俊孝さんに御出席をいただいております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。さっそくですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、参考人に10分程度でご意見を簡単に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。なお、参考人の方から意見を述べるにあたり、資料の提出がありました。資料については、全議員及び出席している執行部に配付することによろしいか。

(委員了承)

次に、参考人より意見を述べるにあたり、パネル等の使用の申し出がありました。パネル等の使用について許可することによろしいか。

(委員了承)

それでは、釜井参考人をお願いいたします。

【参考人意見】

釜井参考人

京都大学防災研究所の釜井と申します。本日は参考人として意見を述べる機会をいただき大変ありがとうございます。まず、はじめに谷埋め盛土で過去にどのような災害が起きてきたかということをご説明申し上げ、その後、地下水、安定計算、防止対策、雑排水処理の4点について現行計画の問題点についてご説明を申し上げます。

まず斜面の危険性についてですが、この斜面は1990年代に谷を埋め立てて作られたいわゆる谷埋め盛土であり、低品質の盛土からなっています。過去の事例から見て、こうした谷埋め盛土斜面は、わが国ではもっとも崩壊リスクが高い斜面の1つです。写真を示しながらご説明いたします。まず豪雨の例です。2005年山口県の山陽自動車道岩国・那珂間において台風の豪雨によって崩壊した場所です。これにより死者2名、行方不明者1名が出ました。

重要なのは、これは高速道路の盛土で、わが国では高品質の盛土でありまして、非常にしっかり締め固めて作られている管理の行き届いた盛土だ

ということです。そうした場所であってもこのような崩壊が起こったという
ことにショックを受けました。次は、2006年の梅雨前線の集中豪雨
により福井県福井市中野で起きたゴルフ場の谷埋め盛土が崩壊した写真
です。谷の中を土砂が走り住宅3棟をつぶして2名の死者を出した例で
す。そのほかの写真は地震の例ですが、地震では崩壊規模が大規模になり
ます。2004年の新潟県中越地震の長岡市高町団地ですが、谷があるの
ですが、地震で崩れました。この崩壊をきっかけに2006年に宅地造成
法等規制法が改正されています。それから、2011年東日本大震災、福
島県福島市の朝日台というところでは、これは住宅をかなり巻き込んで崩
壊が起きました。この崩壊の下には国道4号線が走っており復旧復興作業
に若干の支障をきたしました。こうした例は、北海道から沖縄まで各地で
起きております。このような事例を基に今回の当該斜面の大聖寺の調査結
果を見てみますと、地下水解析よりも安定結果の報告に重点を置いている
もののようですが、調査の不十分な点、調査の危険性やリスクを過小評価
しているのではないかとと思われる点が多々見受けられました。その詳細は
すでにいくつかの意見書で述べておりますので、ここでは主な点について
申し上げます。

まず地下水ですが、これまでの事例では地下水があると谷埋め盛土斜面
では安定性に問題を生じるということがわかっています。今回の該当斜面
については、地下水が存在しています。公益財団法人トトロのふるさと基
金が調べたデータによると、降水量と地下水の変化を表すグラフですが、

雨が降ると地下水が急激に上がり、しばらく日照りが続くと地下水が下がるというものであり、明らかに地下水がそこにあるということを示すものです。このような状態になるのは盛土となっている土と土との間がスカスカの状態だからです。ところが、これまでの大聖寺側の調査結果では、盛土内には地下水がまったくないということです。明らかに双方の結果が矛盾しますので、この矛盾については協議の際に私も指摘をいたしました。が、大聖寺側では調査場所が違うため当然であるとの見解でした。この写真は財団側が調査をした地点の写真で、確かに大聖寺側の調査地点とは違います。しかし、同じ盛土であり、わずか20数メートルしか離れていない場所ですので、あるかないかの違いが出るということは、地質学的には通常は考えられません。さらに、盛土斜面の谷の底に湧水がありますので、上と下に上流と下流があるが真ん中だけは水がないということになり、不自然で理解しがたいものとなっています。こうした矛盾した結果となった理由は、大聖寺側の調査は乾期である真冬に行われ、その後、地下水観測を一切行っていなかったことによるものとわかりました。そのため調査の詰めが甘く誤った結果になったものと思われます。では、地下水が存在するとどうということになるかと申しますと、地盤の強度が減りますが、それだけではなく、浮力や水圧の原因となります。現在、末端部が崩壊していますが、この崩壊は、おそらくは大雨で地下水が上がってきた時期に斜面の内部の地下水の圧力が高まり前面の土を押し崩壊したものであろうと考えます。

次に安定計算とは、一種の予測で、予測には前提条件はできるだけ付けない状態で自由に行うのが良いとされております。大聖寺側が出された安定計算書を考察しますと、斜面の上にしか地滑りが起きないという前提条件を付けて計算をした場合に導き出されるものとわかりました。その方法では非常に高い安定解析が得られました。ところが崩壊が起きないということを実証するデータがありません。つまり地質調査の結果からすれば、どう見てもこの下には当然同じような地質が続いていると考えられますので、調査場所をそこに限定する積極的な理由が見つかりません。では、一体どのような崩壊が起きるのかを、念のために全く違う方法で調べてみました。この色の薄い部分では、ひずみが集中して破壊が起きるとということが予想されています。つまりこれよりも上の部分が破壊した部分に乗ってずれてくるという破壊形態をとるものです。これがもっとも合理的な解であるということになりました。そこで、安定解析にはいろいろな方法がありますが、そういった前提条件をつけずに安定解析をいくつか実施いたしました。大聖寺側が提案している地盤強度は比較的強めですが、それを使っての安定解析を実施したとしても、地震時の安全値は1を切るということでした。つまりこの場合には地震ケース0.2というのがだいたいこうした設計基準では使われるのですが、それを掛けると1を切るということです。大聖寺側では、地震値係数が0.2であっても、つまり大地震が起きたとしても十分安全であるということだったので、その説については崩れたということになります。

次に防止対策ですが、大聖寺側が示しているEPS工法とは、大型の発泡スチロールブロックを積み重ねて盛土を置換し、排水性を持つ薄いシートを敷く方法です。これは軽くてよいのですが、ひとつ問題があります。水に浮きます。ですから、地下水があるとわかった該当地への工法としては不適合であると思われます。アンカー工を含む本格的な対策を施さなければならないものと考えます。

次に雑排水処理についてご説明いたします。現在地表の汚れた雑排水は井戸を掘り、このブルーに示した地層、芋窪層に捨てようという経過になっています。芋窪層とは、狭山丘陵の代表的な帯水層です。この下にたまっている水というのは非常にきれいな水で、厚い関東ローム層を天然のバリアにして、その上にゆっくりと浸透して行って、おそらく数千年から数万年かけて作られた水で、これは有限で貴重な水資源です。そこをわざわざ汚染するような計画なので少し問題があるのではないかと私は思っております。

以上のことから、この谷埋め盛土斜面については、そもそも開発に適さない場所であり、現在提出されている開発計画も斜面安定や環境保全の立場からみれば雑で不適切なものだという結論を導いたものであります。

【参考人意見終了】

近藤委員長

ありがとうございました。以上で参考人の意見の開陳が終了しましたので、次に質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員

長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、ご了承ください。

【参考人への質疑】

谷口委員

今、地下水の話が出たが、ここの現場の地下水というのは、いわゆる明確な幅を持った帯水層ではなく、雨が降った時に水が溜まるようなそういった宙水ということではよろしいか。

釜井参考人

そのとおりです。関東ローム層というのは不飽和帯と今言っています、完全に水があるわけではありません。その中に部分的に水の塊があって、実はそういったところを狙って、古くから集落ができていたりしています。それを宙水といいます。ここも不飽和帯の中の宙水で、大きな本体から水がきています。雨が降ると、宙水の塊が大きくなり拡大しますから、それで調査区の中に地下水が入り込んできます。乾期はそれが縮小します。宙水レンズが伸びたり縮んだりする、そういう形です。さらに言うとその一部が恒常的に盛土の底面にずっと水みちがあって、土砂面の底から流出している、そういうイメージです。

谷口委員

図1の地下水の水位をみるとまめに測定しているようだが、これは自動センサー等を置き通信で測っているのか。それとも、実際に行って測って

いるのか。

釜井参考人

これは私ではなく、公益財団法人トトロのふるさと基金が測っているのですが、彼らは、いわゆる触針式という上から垂らして測るやり方をしています。

谷口委員

通信ではなく、現場に行って測っているということか。

釜井参考人

おっしゃるとおりです。

谷口委員

E P S工法で行ったが、崩落してしまったという事例があるか伺いたい。

釜井参考人

あります。多くは地下水や工事の水等、水がらみの崩落です。

谷口委員

例えば、どういったところの事例があるのか。

釜井参考人

具体的な地名までは把握していません。

城下委員

安全性の面でも、大聖寺が示しているE P S工法では危ないという指摘があった。地震時の崩落を防止するためには、アンカー工などの本格的な

対策が必要と説明いただいたが、これは全体的にやった場合には、おおよそどれぐらいの費用がかかるのか。

釜井参考人

アンカーの費用は、ざっと言うと数億円だと思います。

浅野委員

専門家に技術的なことで質問するのは僭越だが、私も何も擁壁まで立てて墓地にするのかというのは疑問だが、市の方としても努力をしたうえで結果だと思い、裁判になったら裁判費用もかかるし、市民の方の貴重な税金がかかるので反対しなくてはいけないのだが、何より裁判費用より人命が大事だと思う。先生が出された意見書の中で、最後の方に、不特定多数の人々が訪問し、永続的な使用を前提とする墓地の建設には向かない土地であるということが書いてあるが、もし何かあったら大変なことになると思う。先日見に行ったのだが、道路を挟んだ向こう側に人家が大分あった。今まで、3.11の時6.4弱の地震でも人家も壊れていないし、今回の土地も変化がないようである。今回の豪雨でも何ともないようなのだが、もし何かあった時に人家は大丈夫なのか。

釜井参考人

私は、そこがどういう土地かわからないのですが、おそらく盛土ではないのではないかと思います。

浅野委員

盛土だから危ないということか。

釜井参考人

今回の斜面は、盛土の中でも非常に低品質、土質の悪い盛土だと思えますが、そういった場所でやることには問題があると思っています。

浅野委員

先生の意見では、何かあって墓地が崩壊したとしても、人家とは別だということか。

釜井参考人

道路の向こうに、盛土はないのだと思います。恐らく違う地質で問題ないのだと思います。それから、この前の地震の時に何ともなかったとおっしゃいましたが、調べてみると3.11の時の所沢市の揺れというのは180ガルでした。これがどの程度の地震係数に換算するかというのは、いろいろな考え方があって意見が分かれるのですが、ただ、大雑把に言うと0.18なので、今回計算した0.2の地震というのはまだ経験していないということになります。

浅野委員

この請願がとおり、市が調査を行うとしたら、やはり釜井教授のようなきちっとした専門家に調査を依頼したほうがよいと思うか。

釜井参考人

大聖寺側の調査をされている方も専門業者です。全然関係のない第三者を入れていただいて調査を依頼することをお勧めします。

城下委員

先ほど地下水のことで、大聖寺の方は真冬の乾期の時期に行われたので

はないかという指摘があったが、一般的にこういった地形でなおかつこう
いう計画の場合には、地下水の調査をする時期というのは、私たち素人が
考えても一番雨が降る時期にやるのが相当と思うが、いかがか。

釜井参考人

それはケース・バイ・ケースで、真冬であっても一向に構わないと思
います。それは目的が地下水があるかないかを調査するのであれば、一年を
通じて通年観測をするのが本来の趣旨ですが、建物を作るだけ等の場合は
真冬でも構わないと思います。調査の目的というか見通しが、今回の計画
は甘いと思います。

城下委員

そうすると、きちんとした調査をするのであれば、通年通して、例えば
シーズンごとに行うとか、そういったことがよりよい実態に即した結果が
得られるということということか。

釜井参考人

掘るのはいつでもいいですが、結論的に地下水がある状態というのは雨
が降れば変わりますので、それをずっと1年間ぐらいを通じて観測するこ
とが重要だと思います。しかし、それをやっていないというか、やること
を気が付いていなかったということが、ちょっと残念だと思います。

谷口委員

現状、盛土の法面の下部に崩壊跡が見られるという記述があり、この間
見た時は分からなかったのだが、具体的にどのようなようになっているのか。

釜井参考人

段から段に向かってへこんだ形が残っています。

谷口委員

我々が見たのは1週間から10日ぐらい前だが、樹木が生い茂ったからわからなかったということか。

釜井参考人

そうかもしれません。草が入っているとわかりづらいかもしれません。

城下委員

先生が示された図形の部分を、私たちも現場を見に行った時の図面でいうとブルーのところを立てて見たのだが、この斜面の上あたりに管理棟の計画がある。ということは、やはりこの部分の対策をきちんとやらないと、崩落の際の安全性が問題で重大な事故起きるとということか。

釜井参考人

そうです。もし建物が建つのであれば、その建物も巻き込まれるのではないかということです。

杉田委員

大聖寺が言っているEPS工法では危険だという見解だと思うが、本格的な対策を取って行えば、釜井参考人としてはそれに耐えるものはできるというお考えか。

釜井参考人

そうです。ただし、それはしっかりやってほしいということが1点と、耐性するかどうかというのは、保全対象物があるかどうかということで

す。守るべきものがなければ、別に何もやらなくてもいいわけです。どう
いうことかという、現在、斜面というのは、見ていただいたと思いますが、
林になってほぼ復元、元に戻りつつあるわけです。そういった意味で
は、そこが崩壊しても、それは自然循環、浸食の一部と考えれば、それが
やがて復元するというサイクルの中にあるわけです。そういう意味では別
に何も使わないのであれば、別に何もやる必要はありません。ただ、しか
し、あえてそこに墓地を作るのであれば、対策工事をちゃんとやるべきだ
というのが私の意見です。

杉田委員

今の説明の中では、震度5強の地震が仮に起きると崩壊してしまうとい
う見解だったと思う。先週の大雨も、一番多いところでは一日600ミリ
というところがあったと思うが、そのような大雨のときの可能性について
はどういうお考えか伺いたい。

釜井参考人

大雨にも可能性はなきにしもあらずだと思いますが、ただ、実は一つの
有利な点として、この盛土はスカスカで、あまりにも品質が悪すぎて、雨
が降った時の水がすぐ出てしまい溜まりづらいのです。ところが、たまっ
た水の出口を押すので、より強烈な雨が降ると、そこら中で小さな崩壊が
ポコポコと起きる、そういうイメージです。大きな崩壊が起きるのは、地
震が一番有力であると思います。

谷口委員

論点の一つである安定計算で、地震係数を0.25で採るのか、0.2に採るのかについては、釜井参考人の話では、宅地造成等規制法施行令を加味して0.25とすべきではないかとのことであつたが、詳しく説明願いたい。

釜井参考人

0.2という試算は大聖寺側の安定計算に合わせようとしてやってみたのですが、本来、準住宅という人が集まってくる場所については0.25を採った方がよいというのが私の意見です。0.25というのは、震度6ぐらいにあたりますが、それが来るか来ないかということですが、実際、それは可能性としてあると思います。実は、今回宅地造成等規制法の改正においても、0.25にしたのは先ほど事例が0.25になつていないと予防できないからです。0.2は、宅造的には少し古い考え方で、阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災を経験する前に採用されていた基準でした。ですから、道路などはまだ0.2でやっています。

谷口委員

0.25で大体震度6に相当するということであつたが、0.2の震度はどれぐらいなのか。

釜井参考人

震度5強から6弱ですが、その辺は少し難しいです。震度との換算については、実際、いろいろな意見があります。

谷口委員 意見書と今日の資料を見ると、大きな地震が来たときには、地震係数0.2であつても66%の崩壊確率という見解なのか。

釜井参考人 そうです。0.25を採れば、さらに確率は上がります。

村上委員 結論のところ、現状も危ないところである。本来は直ちに所有者によって本格的な地滑り対策が求められるとのことだが、例えば私が土地を持っていたとして、そういった状況であれば擁壁を建てて安全確保をしたい、安全な対策を取るために何が必要かという相談を先生にした場合に、先生の方で斜面の構造設計、構造計算、そういったものは出来るのか。

釜井参考人 構造計算の詳細については、なかなか難しいですが、概略的な斜面安定簡易計算などは可能です。

村上委員 具体的には専門の業者をお願いをすればいいということか。

釜井参考人 おっしゃるとおりです。

村上委員 私は、業者から受けた設計図面、構造でもって、直ちに擁壁を造ることが出来るという理解でよろしいか。

釜井参考人

擁壁は有利な条件ではなく、アンカーや杭など、もう少し別な工種になると思いますが、擁壁とおっしゃっている意味が対策工事全体ということなら確かにそうです。

村上委員

対策には、いろいろな形での基準があつて、それは、先生がこの程度であれば大丈夫だなということであれば、その工事はできるということでしょうか。

釜井参考人

そうです。

村上委員

それは、どこからの許可も得ないで、工事はできるということか。

釜井参考人

法律的な許可のことについては、よくはわかりません。

村上委員

少なくとも擁壁を造るとなると、いわゆる建築確認が必要となつてきて、専門家が宅地造成等規制法やいろいろな国の基準でもって、それを審査するということになると思う。これがもし崩壊した場合に、誰が責任を取るのかということをおっしゃっているが、今の宅地造成等規制法や擁壁の基準等に則ったものが崩落した場合、それは所沢市の責任になるのか。専門の立場で伺いたい。

釜井参考人

まず、一義的には所有者の責任になると思います。次に開発許可を出した側の責任、この2つになると思います。

村上委員

全国では様々なこういった事故が起きているが、これは誰が誰に損害賠償を払うのか。

釜井参考人

損害賠償のケースでいうと、宅地の所有者か借りる側の人の責任が問われることが多いです。もしくは、造成した業者か造成した所有者が訴えられて賠償裁判が進行中であるというケースがあります。道路などの公共事業の場合は、NE XCO、旧道路公団が亡くなった人に対して補償します。

村上委員

損害賠償ということであれば、それに対する損害ということだが、その責任という部分では、どこが負うのか。先ほど、公益財団法人トトロのふるさと基金の方で、こんな状態で墓地を造って崩落をした時に誰が責任を取るのか、市は責任をとれるのかという言い方をしているが、その辺のところは、専門家の先生として釜井参考人はどのようにお考えか。

釜井参考人

責任とかそういうことについては専門外でよくわかりませんが、繰り返しになりますが、一義的には所有者に責任があり、次に当然開発を許可した側、自治体になりますが、そういう場合にはそこに責任が生じるのではないかと思います。

村上委員 ある程度の基準を国として設けているのだが、そのとおりに造っても許可した側が責任を負うことになるのか。

釜井参考人 それについては、わかりません。

赤川委員 釜井参考人は、事業者側の設計者と協議する機会があったと思うが、何回ぐらい協議したのか。

釜井参考人 1回です。

赤川委員 協議の中で、先ほど安定計算と地下水の2点を取って、事業者側は地下水がないという結果であったが、言い切っているのか、釜井参考人の言う技術面の対応、反応はどうか。

釜井参考人 私の地下水があるという話に対して、彼らが測ったところにはなかった、だからないと自分たちは思っているという発言でした。

赤川委員 安定計算についてはどうか。

釜井参考人 安定計算も、どうして制限を設けたのか質問すると、それは、過去の経験に照らしていいと思った、現地が今は不安定でないので制限を設けても

いいと思ったということで、論点を狂わされているので回答をいただいていないと思っています。

赤川委員

地下水があるかないかによって、EPS工法も擁壁も設計も、全然変わってくると思う。その辺の影響について説明願いたい。

釜井参考人

大雨の時に中央付近まで上がってくる場所では当然そこに地下水があるため浮いてしまうので、EPS工法の作業はできません。別の工法になります。

赤川委員

請願の資料の中に大聖寺側と公益財団法人トトロのふるさと基金側の地質調査結果比較対照表があり、ボーリング調査のN値が参考人の測定は2から3、事業者側は4.2となっている。地耐力がこれだけ違うと、当然擁壁の設計にもかなり影響があると思うが、差が出た理由は何か。

釜井参考人

この盛土というのは、中にコンクリートのガラなどをたくさん含んでいます。N値というのは、上から叩いて30センチ入る間に何回叩いたかというのですが、そこにコンクリートのガラがあると当然入りませんから、回数が上がります。N値のグラフを見ると高くなったり低くなったりして、全体を平均すると4.2になりますが、ガラの存在を考えますと一番低いところを採った方が、実際の土の締め固められている程度を示すい

い指標ではないかと思います。そこで差が出ています。

赤川委員

通常設計する場合にN値の低い方を採るとというのが一般的な考えでよいか。

釜井参考人

普通はそうです。その方がより安全だと思います。

赤川委員

事業者側は土質試験を行っていないが、安定性、粘着力、摩擦係数、内摩擦把握など全部計算しているが、その辺についてはどうか。

釜井参考人

土質試験に関しては、行っていないのではという私たちの指摘に対して、行おうとしたが失敗した。サンプルを採ったが、試験室で出したら崩れ成形できず実験できなかったという回答でした。ところが公益財団法人トトロのふるさと基金側は、先にパイロットボーリングをして、どれぐらいの状況かを探って、採れそうなところを見極めてから一気に採ります。そうすると、ちゃんとすぐに採れます。それで行った結果がトトロのふるさと基金側の出しているデータです。本来はそのように行えば採れたのですが、やらなかったということです。

赤川委員

調査に失敗したからとれなかったということだと思うが、これは調査としてはこの土質調査は重要な部分だと思うが、協議の中でもう一度行くと

というような話にはならなかったのか。失敗したからやらないということはあり得るのか。

釜井参考人

再度調査を行ってはどうかと申し上げたところ、やらないとのことでした。私は行った方が良いと思います。実は今回大聖寺側から出ている強度とトトロのふるさと基金側で出している強度とではかなり差があります。ただし、強度は調査地点で変わってきますので、トトロのふるさと基金側が出している強度が全体を代表する強度だという保証もありません。しかし一番低い強度でやっている以上は、それを含めた全体の統計的な確率論的な話をしなくてはいけないと思うので、そうした計算をするよう確率論的に話をしました。つまり、わかりにくいのですが、強度は分布する、ばらつきがあるのですから確率論で議論をしましょうと話をしましたが、合意を得られなかったということです。

赤川委員

事業者側の設計をされた方が釜井参考人の意見に対して、妥協したという点は何かあるのか。

釜井参考人

特に記憶にはございません。

村上委員

調査の位置や場所によってかなり結果は違うが、最終的にいろいろなデータを取って進めていくことが大事だという話で、今回は専門の立場から

地質調査を見た上で明らかになった問題点を参考にしてほしいという趣旨でよいのか。

釜井参考人 そのとおりでございます。

杉田委員 この場所にどのぐらいの建設残土があるということはデータで予測できるのか。

釜井参考人 恐らく厚さとしては10メートルぐらいかと思われます。この図でオレンジ色の部分が建設残土です。

杉田委員 オレンジ色の部分ということは、この部分が10数メートルということか。

釜井参考人 そのとおりでございます。

杉田委員 これを見るとかなり残土が多いことがわかるが、一部を排出して造成するという場合には、擁壁の高さという部分では少しでも計画に近づける可能性があるのか。

釜井参考人 考えたことはありませんが、可能性としては、例えばこの斜面が急すぎ

ますので、ここでこうした崩壊が起こる可能性がございますので、ここは
ずっと排除するとか斜面をゆるくするとか、そうした可能性はあるかと思
います。

大館委員

全国に盛土された土地があり、国の法令に基づいて施工しているかと思
うが、2005年や2006年の盛土斜面の崩壊などにより施工に対して
国の指導が変わり、それに基づいて市も指導をしていくわけだが、それだ
けでは難しいということが釜井参考人の意見ということか。

釜井参考人

いろいろな意見がございますが、現行の施工基準を完璧に守れば、数十
年は対処可能です。基本的に谷埋め盛土が崩壊する最大の原因は地下水で
す。例えば所沢市にも谷埋め盛土の上に宅地があることがホームページに
記されていますが、そうしたところが施工後数十年は大丈夫であると申し
上げたのは、谷埋め盛土で地下水を排出するメカニズム、ドレーンが機能
している間は大丈夫だということです。数十年経つと次第にドレーンが詰
まってくるため、盛土内に地下水が溜まりだし、そこへ地震がくると、そ
この強度が下がり全体が動くということが過去の例からわかることです。
つまり、現行の基準でもってきちんとメンテナンスをしている盛土は大丈
夫です。しかし現行の基準以前に作られた盛土が数多くありますので、地
震によってそうした盛土が一気に動くということが時々起きているわけ
です。今回の当該地の盛土にはドレーンはありません。運よくスカスカの

土地です。ただし排水は悪くはないのですが雨が降れば一気に地下水が上がるなどの問題はあると思います。

城下委員

図のオレンジ色の部分が建設残土とのことだが、今回の墓地予定地の中にどれほどの建設残土があるかを想定しているか。

釜井参考人

私自身は想定しておりませんが、計算は簡単にできるのではないかと考えられます。

城下委員

そのことは事業者側も把握をしているのか。総面積のどのぐらいが建設残土で占められているということはわかっているのか。

釜井参考人

事業者側はオレンジ色の部分が盛土だということは把握しています。面積ということであれば、計画地の全面積が建設残土であるということになります。

【参考人への質疑終結】

近藤委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重な意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠に

ありがとうございました。

(参考人退室)

休 憩 (午前10時45分)

(休憩中に協議会を開催する。)

再 開 (午前11時25分)

(参考人入室)

近藤委員長

本日は、参考人として、宗教法人大聖寺住職の大滝和明さん、塩月行政書士事務所の塩月正高さん、門設計株式会社代表取締役の幸崎勝利さん、株式会社東邦の野川恵司さんに御出席をいただいております。

(幸崎参考人より発言の申し出あり)

近藤委員長

幸崎参考人より発言の申し出あったため、発言を許すことでよろしいか。(委員了承)

幸崎参考人

突然、申し訳ございません。門設計株式会社代表取締役の幸崎勝利と申します。実は病気の影響で声がでません。今、声を出しているのも苦しい状態です。私どもの門設計株式会社の開発計画部次長の中村久に私の代理を務めていただきたいと思いますのでお願い申し上げます。

近藤委員長

只今、本日、幸崎参考人の代わりに、代理人として門設計株式会社の開発計画部次長の中村久さんを出席させたい旨の申し出がありました。委員会条例第28条の規定では、代理人に意見を述べさせることはできないと規定されていますが、委員会が特に許可した場合は、この限りでないと考えられています。ここで、お諮りいたします。幸崎参考人の代わりに、門設計株式会社の開発計画部次長の中村久さんを代理人として出席させ、意見を述べさせることを許可することによろしいか。

(委員了承)

(幸崎参考人退室後、代理人として門設計株式会社開発計画部次長中村氏入室)

近藤委員長

この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のためにご出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。なお、議事の順序等についてですが、参考人4名より全体で10分程度でご意見を簡単に述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。本日、参考人から意見を述べるにあたり、資料の提出がありました。資料については全議員及び審査に出席している執行部に配付することによろしいか。

(委員了承)

【参考人意見】

塩月参考人

本日は、大聖寺の意見の場を設けていただきまして、近藤委員長をはじめ、委員の方々には感謝申し上げます。

まず、4名の簡単な紹介をさせていただきます。

宗教法人大聖寺の大滝住職、株式会社東邦の技術統括をされております野川先生、門設計株式会社中村次長でございます。先ほど幸崎代表取締役から代わっておりますが、中村氏は、この件に関して実際に現場を担当してございますので委員からのご質問に対して、しっかりとお答えできる十分な人物と考えております。そして私が大聖寺の代理人を務めさせていただいております行政書士の塩月でございます。以上の4名が参考人として出席させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

まずは、事業主である大滝住職よりお話をさせていただき、その後、私から大聖寺側の見解につきましてお話をさせていただきたいと思っております。

大滝参考人

大聖寺代表役員をしております大滝と申します。

私からはお寺の事情、今回の計画の必要性のお話をさせていただきます。私どもの宗派は浄土真宗です。この地域ではお寺の数も少なく、馴染みがないかもしれませんが、全国的には一番大きな教団といえるところでございます。私どものお寺の方針といたしまして、皆さまの持つておられるお寺に対するイメージは違っているかもしれませんが、寄附に頼らないで、なるべくお布施も皆さんの事情に合わせて少ない金額でおつとめするような

方針でしております。そのようなことから非常に相談も多く、信者も増え続けております。その増え続ける信者に対して提供していく墓地の残り区画が減ってきましたので、それを新たな場所に設けたいというのが、この計画の始まりです。私どもの現在ある墓地は、この宗派の教えが平等性を説く教えですので、区画は全部同じの形の墓地、墓石にしております。貧富の差が出ないような形で運営をしております。ある意見の中で、他の霊園に一杯開いている区画があるのに新たに作る必要はないのではないかと意見もいただきましたが、お寺に相談に来られ、頼って来られる方に遠くに空きがあるから、そちらに行ってくださいということは、とても言えません。なるべくお寺に近い場所で、そういう施設を設けたいということで、今回の場所にいきあたりました。大規模という言葉が新聞報道やマスコミ等でも使われていますが、決して大規模な計画ではないと私は思います。1万基を超える大きな霊園が市内にはいくつもあります。私どもの計画は800余りで、本当に小さな計画です。私としては大規模という感覚ではありません。これからの墓地の必要性、県の調査でも出ておりますが、これから高齢者がお亡くなりになる数が増えるということで、県営の墓地も計画されておるようです。所沢からその場所まで行くのに距離があっては、とても信者さんにすすめることはできません。お寺になるべく近いところで施設を作りたいというのが、今回の始まりでございます。もちろん自然を大切にという声は良くわかります。そういうことで私どもも条例で規定されている以上に緑を40%以上残すような計画をしております。

す。決して自然保護を無視している計画ではありません。未来の子どもたちに自然を残すということも大切だと思いますが、私どもとしましては、目の前で大切な人を亡くして悲しんでおられる方々のやすらぎの場を作ってあげたいという気持ちでおります。いろいろな相談が参ります。早くに御主人を亡くされて母子家庭だと。とても高い霊園は買えないんだという相談もあります。お子様を亡くされて、これからどうして良いのか。誰にも頼るところがないという相談もあります。また、単身者で、誰もお骨の引き取り手がないというような相談も数多く来ております。このような様々な問題に応えていくために、この施設がどうしても必要なところであります。もちろん緑は大切です。しかし私は目の前で悲しむ人を救いたい。社会的弱者も救っていきたいというのが私の考えでございます。専門的な地盤等については、私は知識がありませんので、そのような質問は専門家にさせていただきたいと思っております。私からの意見は以上となります。

塩月参考人

続きまして大聖寺の代理人といたしまして、墓地に関係することで説明させていただきます。まずは、お手元の資料で大聖寺代理人塩月とございます。こちらを中心に説明させていただきたいと思っております。今回、請願をされている主は公益財団法人トトロのふるさと基金と思いますが、公益財団法人トトロのふるさと基金とは約1年半、墓地の関係でお話をさせていただいております。まず、公益財団法人トトロのふるさと基金は墓地計画について反対である。開発も反対である。そのため造ってくれるなという

ことが主義になっています。約1年半で、その理由が変遷しておりまして、最初に名義貸しというところで主張されました。いわゆる墓地なので名義貸しだろうということで、平成26年7月6日だったと思いますが、クロスケの家で墓地問題を考えるということでお話をされたと聞いております。その中で東京都府中の墓地反対の運動をされている方をお呼びになって、名義貸しであるから中止させるように運動をしようという相談をされたというようになっております。ところが、その過程で名義貸しではないことがわかったのだと思いますが、名義貸しという理由はきかなくなりまして、次に理由付けされたのが自然保護でございます。ただし、自然保護と言いましても公益財団法人トトロのふるさと基金の自己矛盾がおそらくあったのではなかろうかなと私は思うのですが、その場所というのは何十年も前に県の許可を得て、いろいろなごみを捨てたところだそうです。現在はその影響はないかと思いますが、私どもが安藤理事長をお伺いしたときに、このように仰ったのを、はっきりと覚えています。ごみの上に墓地を造るのですかと。つまりあの場所は自然保護に果たして値するものなのかなと。ごみがいっぱいあるような所が果たして自然保護に値するものなのかなと。おそらく自己矛盾が生じたのではないかと思いますが、自然保護というお話は理由として消えてまいりました。そして今回、安全性ということを経由して理由付けされてきた。つまり墓地反対のための理由付けがいくつかわりながら、結果として、安全性ということで今、請願を提出されたというふうに我々は認識しております。その上で安全性について問

題があるのかどうかという点につきましては、3つの理由で全く問題がないと考えています。大聖寺としましては、この墓地の場所の安全性に関しては確信を持っています。まず、1番目に墓地が壊れて困るのは誰か。公益財団法人トトロのふるさと基金は、しきりに危ないと仰るわけですが、その危ない墓地を仮に作ったときに困るのは誰かということですが、まずは墓地の利用者、その次に大聖寺ということでございます。大聖寺がそのような安定性のわるい墓地を造ると困るということで、果たして自分の首を絞めるような墓地を造るのかどうか。そのような安定性の悪い墓地を造るということはありませんと言えます。2番目に公益財団法人トトロのふるさと基金は計画地ではないところを1カ所ボーリング調査で穴を開けられまして、危ないというお話をされるわけでございますが、大聖寺は安全性を考えて14カ所のボーリング調査と4カ所のサウンディング試験を行っております。かたやボーリング調査を計画地外で1カ所だけやった調査結果と計画地内を14カ所、しっかりやった検査とどちらが科学的に尊重される数字なのかということも十分わかる内容ではないかなと思います。3番目ですが、調査をやった人が誰なのか。我々はこちらにおります株式会社東邦の野川先生をはじめ、石井先生に直接、指揮、指導していただきながら調査をいたしました。石井先生の経歴につきましては、別紙にありますように国立国会図書館や東京電力、コンビナート、ビル、地下駐車場、地滑り対策等、多くの調査をしていただいております、日本を代表する実務家であると断言できます。それらの石井先生、野川先生

から、安全で大丈夫であると言われる以上、大聖寺としては何ら安全性に一点の曇りもない状況であるとはっきりと断言できるものだと確信しております。

7月18日に公益財団法人トトロのふるさと基金と協議を行いました。京都大学教授と野川先生で専門的なお話をされていたということで、難しく私のような素人では話についていけなかったのですが、そのような中で、一般人を代表して私の方から、京都大学教授に質問をいたしました。計画地は何十年も台風や暴風など、特に2011年の東日本大震災はまさに所沢は震度5の地震がございました。しかしながら、現場では崩れていないという現状をどのようにお考えなのかというご質問をさせていただいたところ、教授からの回答は、たまたまそうでした。偶然ですというものでした。つまり、非科学的な根拠をもって大丈夫だったというような主張をされたわけでございます。ただし、偶然という主張さえも京都大学というネームバリューによると実に科学的に聞こえるので不思議だと印象深く感じました。以上をもちまして大聖寺としましては、安全性に何ら問題はないとはっきり断言できます。専門的な内容に関しましては、参考人として専門家が出席させていただいておりますのでご質問いただければと思います。

【参考人意見終了】

近藤委員長

ありがとうございました。以上で参考人の意見の開陳が終了しましたの

で、次に質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、ご了承願います。

【参考人への質疑】

城下委員

大聖寺もボーリング調査を行っているとのことだが、地下水も崩落の大きな原因になるということでは、その安全性を最優先に考えると1年間を通しての観測あるいは調査というものも必要かと思うが、1回だけの調査に限定されたことについて伺いたい。

野川参考人

斜面に関して最初に依頼されたのは、敷地全体ではなくて、取りあえず法面の安全性を確認するというので当初2本実施しまして、本数が足りなくてそのあと、3本ほど法面に対して調査しました。地下水のことは非常に重要だったので、それぞれ掘削するときの水は、送らないで地下水が出るまで掘削するというのを心がけました。全部で5本とも、その方法でやりまして、途中で掘れなくなった状態で、やっと水を送るようになったのですが、その時点までは地下水というものは、資料を見ても確認されませんでした。深いところで14から15メートルのところではじめて水を送った状態で、その水が全部浸透してなくなりました。水があれば逃げないのですが、そこに水がないものですから、そこから水が逃げました。

1年間通してなぜやらなかったのかという質問に対しては、工期的なもの
はございませんでしたし、取りあえず雨などが降ったときには斜面を見ま
してどの程度斜面から水が流水するかというのは地主も見られていたよ
うですが、それほど水の出ている様子もなかったということでした。公益
財団法人トトロのふるさと基金が調査された場所に関しては、若干、地形
的に離れていることもありまして、一般的な土質と違い、盛土の場合、中
にいろいろなものが混在して入っています。通常的地質調査ボーリングを
行いまして1メートルや2メートル離れただけでも地質が異なります。
まして盛土に関しては、隣の穴を掘っても違う結果になります。私どもは
5本のボーリング、サウンディングも4カ所やりまして確認しておりま
す。向こうの地下水と私どもの地下水は関連性がないとは言えませんが、
向こうで3m穴掘ったら水位が上がったようなことをおっしゃっていま
したが、その時点で、うちの方で法面、何メートルか下の方を確認しまし
ても地下水は出ておりませんでしたので、我々のやった地質調査ボーリン
グの方を信頼して報告書には現在、地下水はないと報告させていただきました。

城下委員

計画地は盛土ということで、それは認識されていると思うが、谷を埋め
たということになると地下水は侵入しやすいという認識はあるのか。

野川参考人

認識はあります。

城下委員

科学的、非科学的との話があったが、科学的に証明していくとなると、雨季や乾期の時期などに調査することがより科学的な見地で報告書をもってきたと思うが、それは、あくまで工期的なことがあったのか。

野川参考人

我々は学術的なものを追求するためにボーリングをしているわけではありませんので、目的が安定性の検討ということで、やっておりましたので1年間を通してということは考えておりませんでした。

谷口委員

地下水があるないというところで、帯水層が一般的な地下水だと思う。あの地形を考えると、盛土とその下の地層の中で明確な帯水層より宙水のようなものが点在しているのではないかと私なりに考えている。その辺についての見解はいかがか。

野川参考人

通常 of 盛土であれば、宙水はどこにもあると思います。

谷口委員

宙水があるという前提で、開発の方向になればEPS工法というやり方をとられると公益財団法人トトロのふるさと基金の記述があったが、EPS工法で行う考えはあるのか。

野川参考人

宙水の件についてはあると思いますが、確実にあるとは言えません。宙水はスポット的にあるものですので、今回の盛土に関してもあるかどうか

はお答えできません。EPS工法については擁壁の安定検査も4タイプやっております、1つ目は、今のまま地盤を削って、土を載せた場合。2つ目は今のままの地盤の下を改良して土を載せた場合。3つ目は今の地盤のまま、EPSを載せた場合。4つ目が今の地盤の下を改良してEPSを載せた場合。この4タイプにしてやったが、すべて活動や転倒に関してはオッケーでした。1つ駄目だったのが、今の地盤を切って土を盛った場合の鉛直的な支持力的には若干不安があってNGでした。それに関しては、そこを改良すればオッケーという計算結果がでています。我々で考えているのは、EPSは高い材料ですから、見直しをして、それに代わるものとして、できるだけ残土や土を現地から搬出しない方法で、今の地盤を利用するためには、早めに掘った土を利用して、下の地盤をセメントで改良するが、計画しているより若干、面積を広くすると地耐力は分散されますので、さらに安全性が向上するという事で、今はその案で検討しております。なお、EPSについては地下水があれば当然、軽いので浮きますが、我々の地盤がGLから2、3メートルのところのところに床付け位置がありますから、そこまで地下水が上がることは考えてもおりませんし、EPSについては、今は別の工法で考えているところです。

城下委員

EPS工法ではなく他の工法を考えているとのことであつたが、請願者の指摘では崩壊性の問題や地下水の問題もあるので、そのような意味ではそこを補強して擁壁をするとなると、それなりに費用もかかると思うが、

工事全体の費用はどのくらいを考えているのか。また、EPS方式は費用が高いので、それよりも費用をかけない方向で検討していると答弁があったが、崩落を抑えるためには、どのくらいの費用を考えているのか。

中村参考人

擁壁関係の資金につきまして、1, 200万円程度を考えております。この中で、EPSやその他の工法を考えながら、なるべく費用を抑えて、安全なものを造ろうと考えています。

城下委員

指摘されている部分が、この崩壊をどのように防ぐかということになると思うので、どのような工法を検討しているのか。

中村参考人

一部崩落している箇所が見受けられました。これは前からあって、今でも形は変わっていないようですが、擁壁と法面の崩壊を一緒に考えまして、法面の最後のところにH鋼を境界線上に1メートルピッチで、20メートルくらい打ちます。それで崩落を止めるのですが、その上にさらに鉄製のものに大きい石を詰めまして、地盤を抑えて崩落を防ぐということを考えております。

杉田委員

そもそも請願者の質疑であったと思うが、その敷地に対して、すべてに及んで建設残土がある。深さ的には10メートル以上はあると言われたが、その辺の量はどのくらいか。

中村参考人

こちらのエリアとこちらのエリアでは高さが違っております。一緒にしようとするれば、かなり削らないといけなくなります。低いところを削った土で調整する考えでおります。全体では削るのは基礎の部分くらいだと思います。量はおおよそ3,000立米と思われれます。

浅野委員

墓地にする場合には木を切るわけで、根がはっているものが、コンクリート残土の中で根がなくなって、今よりも崩壊する可能性があるように思えるが、どのように考えているか。

中村参考人

通常の伐採と伐根で、地固めをして、その上に通路などは20センチ角くらいのインターロッキングという材料を敷き詰めます。土がある部分はなくし、芝墓地は出てきますが、それが埋まってしまえば芝墓地も囲まれますので水は止められますが、その下に通路、参道と呼ばれるところに、穴の開いた15センチくらいのパイプを市の計算式がございますので、それに則りまして長さや浸透柵を付け、さらにそれよりも何割かアップという事で通路などに敷き詰め、浸透させるように考えております。

浅野委員

インターロッキングと擁壁などで大丈夫のような話であるが、大滝参考人に何うが、緑を大事にするとのことだが、あの場所に擁壁を造ることは、緑に馴染まない気がするがどのように考えているのか。

大滝参考人

擁壁は強度を保つために止むを得ないものだと思います。

谷口委員

法面にH鋼を打つ話であったが、崩落の危険性をどのように評価して対応するかというところだと思うが、H鋼について深さはどのくらいをイメージしているのか。

中村参考人

H鋼は約3メートルを考えております。それを1メートルおきに20メートルの範囲で打つことを考えております。

谷口委員

通常は矢板を打つときは、下の地盤がある程度、支持できるような地盤まで到達するイメージを私は思っているが、深さ3メートルで地下の部分の支持層というかしっかりできるのかどうか。

野川参考人

末端部のH鋼の3メートルについては支持杭という考えではありません。いわゆる鉄止めという法面の土砂の崩壊をそこで食い止めるために行うもので、通常は1、2メートルのもので良いのですが、3メートルという深めにしたのは、崩落したときに、そのH鋼と土留め矢板で崩落してきた土砂を止めるという意味合いがあります。

城下委員

全体の工事費用を伺いたい。また、釜井参考人の話だと、崩落を防止するための一番の有効なものとしてはアンカーとしていたが、その工事をや

るとなると数億円かかると伺ったが、崩落防止の費用については1,200万円以内で先ほど言ったH鋼も含めて考えているのか。

中村参考人 1,200万円はおおよその予算でございまして、全体的に資金の中である程度の増減については考えないといけないと思います。

塩月参考人 工事費全体に関しましては、市に既に提出しておりますが、1億7,000万円と考えております。その中で、どのように遣り繰りするかはプロの腕の見せ所と思います。もちろん、その前提においては安全性を欠如するようなことは全く考えていません。

城下委員 地下水の調査については、再度調査をする予定はあるのか。

野川参考人 当面はございません。先日、木曜日に豪雨があったと思います。その後に地震もありましたが、豪雨の2、3日後、現場の斜面を見に行きました。染み出し水程度は確認できましたが、出ている水は見られませんでしたので、今後、改めて地下水の調査の追求を1年間通してやることは今のところ考えておりません。

城下委員 その現地調査は目視での調査か。

野川参考人

そのとおりです。

杉田委員

自分たちの調査結果を基に、それに対応できる安全対策についてはしっかりやるということか。

野川参考人

そのとおりでございます。

杉田委員

請願者の方は、調査結果が違うのではないかとやっている。話し合いもされたことなので、請願者側の調査結果も聞いていると思う。仮に請願者側の調査結果が正しいとしたら、この計画は断念するのか、それでもやろうという考えなのか。

大滝参考人

私は専門家を信じています。そのような虚偽のデータを出すような人には頼りません。このデータを信じるしか私にはないです。

村上委員

先ほども技術的な説明を受けたが、議員の我々が技術的なことを聞いて物事を判断することは大変危険であり、あたかも議会がそれで何かあったら議会はどう責任を取るのかという議論もあったりするが、それは私は、ちょっと違うと思っており、最終的に基本的な手続きが進んでいった場合に、安全性について、どのようなことを施すのかという最終的なこの部分は手続き上どのように考えられているのか。

塩月参考人

我々は最初に申し上げましたように安全性についてある意味厳しい目でこちらの専門家を見ております。もちろん信じておりますが、いわゆる最終的に困るのは墓地の利用者であり大聖寺ですから、その点はしっかりと確認しております。その上で、今後の手続きとしましては、やはり所沢市に専門家の方がいらっしゃいます。許認可権をお持ちになっているのももちろん所沢市ですので、所沢市の指導を仰ぎながら、また専門家もおりますので、それに合わせて対応させていただきたいと、具体的にはこの後どうなっていくのか、もちろん我々は分かりませんが、所沢市の専門家の方の指導等を合わせながら真摯に進めたいと考えています。

村上委員

今後の具体的には手続き上は法令等に則ったかたちで施工していくというということよろしいか。

塩月参考人

法令等に則りまして進めたいと考えています。

城下委員

いろいろな安全対策をとった結果、もしかしたら崩壊が起きる場合もあるし、起きない場合もある。数日前の堤防決壊もまさか自分のところは起きないだろうという、そのまさかが起きてしまったということでは、もしそういったことが起きた場合の対応について、リスク対応については当然考えられていると思うが、どのようなことを検討されているのか。

また、計画で雑排水の処理を行っていくということで、それについては

請願者の方も狭山丘陵の水源にあるので汚染に繋がるのではないかという指摘もあるのだが、その辺の見直しのようなことは内部で検討されたのか。

中村参考人

万が一壊れた場合ということを今おっしゃられたのですが、やはりそのために内部でこのような調査を行い十分検討して、全くないとは言い切れませんが、通常どこでもやっているのが決められた計算方式や見直し方で全国でも行っているのではないかと思います。その中で墓地の造成にあたり法的なものの順守、それが一番だと思います。それ以外想定するかしないかということ、壊れるか壊れないかということは分かりませんので、それを頼りに行うしかない、万が一壊れた場合はそれなりに対処するべきだと思っていますので、大聖寺に関しても大変迷惑になります。施工したのも設計したのも当然その点は頭に入れてやらなければいけないことだと思っています。

また、雑排水の件ですが、雨水に関しては本来ですと市の計算式でやっているものについては十分間に合っていますので、浸透井戸を取らなくても良いのですが、なお更に考えまして浸透井戸を2カ所作ろうという、そこに最終的に水を全部流してしまうと、それは雨水だけですので、あとは雑排水といいますか、例えば管理棟がありますがその中でトイレの汚水や台所で使った水などは浄化槽を設置しておりまして、これは当然放流できませんので汲み取り式ということで常時業者に依頼して対処するように

考えています。

谷口委員

請願者からの話の中で、大聖寺側はいろいろ現場での試験やあるいは根拠に基づいて崩落しないように対策という形で考えていると思うが、盛土の土質強度の定数を算定するための室内試験がうまくいかなかったのではないかという記述もあるのだが、それがどのように今回の計画に反映できなかったのかどうか伺いたい。

野川参考人

我々もサンプリングを行わなかったわけではありません。土質強度は当然重要な項目ですので、何度かボーリングにトライはしてみましたが、石が多く、柔らかい土を乱さないで採るということが非常に難しく、斜面に関してはなかなか採れませんでした。そのため、試験に失敗したということではなく、採取はしたが試験の試料に供するようなものは採れなかったということです。公益財団法人トトロのふるさと基金が行った別の場所のボーリングでは礫の混入が少なかったのかどうか分かりませんが、採れたということらしいのですが、先ほども言いましたが盛土は中身、捨て方、混入率、諸々によって値が変わるものがあります。公益財団法人トトロのふるさと基金とのディスカッションの中で、当方の設定した土質定数に使用している計算結果について疑義がありました。私の方も再度それに基づきまして、盛土全体の締まり具合、N値の見直しを行いました。当初のボーリングの状態ではボーリング3本だけを見まして、一番弱そうなところ

と現況を見まして、法面の崩壊している箇所を勘案しまして、N値4回程
度のところで崩壊している現状がありましたので、崩壊しているところ辺
りの滑りを考えて当初は検討して安全率を計算しています。ただ、公益財
団法人トトロのふるさと基金から言われた、どうして設定したのかという
諸問題がありましたので、我々も見直しまして資料を提出しましたが、N
値による修正地層断面図および土質定数の図の真ん中の曲線で囲んでい
る部分が礫の多く混入している箇所でN値が50回、11回、12回と高
くなっています。その辺は礫の混入が多いということで判断いただけると
思います。そして、その層を境に上と下、上の方は確かにN値が3回、4
回、5回程度、真ん中から下については5回以上、7回、8回で明らかに
そのしまり具合が違います。当然、このような箇所は経年しますと圧密沈
下をしまして土質定数が下の方にいけばいくほど強くなっていきます。地
層を境にもう一度土質定数を見直し、上と下の部分で土質定数を変えて安
全率を計算した結果、全体を1つの土質定数で括った時の安全率は1.8
ぐらいだったのに対して、今回は2.1まで上昇しました。なおかつ、最
少円弧は公益財団法人トトロのふるさと基金から言われた深いところの
円弧の滑りで最少円弧という結果、それは公益財団法人トトロのふるさと
基金と同じような結果が出てきましたけれども、それに関してF_s、安全
率が2.1と非常に高まってきたというようなこともあります。ここに
しましては、表面の対策はしますが、盛土そのものの安定に関しては問題
ないと考えています。

谷口委員	N値が10以上であれば固いという認識があるが、N値が10を超える部分がないようだが、その辺についてはどうか。
野川参考人	現場の盛土にかかわらず、岩塊が混ざった盛土や粘性土のもの、砂質土のもの、いろいろなものが混ざっている普通の盛土でN値で言いますと10回あれば相当固い盛土です。通常は5、6回程度がいくら締め固めても締め固まらないような盛土のN値だと思っています。10回となると相当なもので重機も重いものでやったものと思いますので、この当時のことを考えますとこの辺は妥当な盛土の値だと思います。
大館委員	擁壁を造る形だが、盛土がかなり高いのだが、崩れないようにするには、一遍に行く形なのか、段階的なのか。
中村参考人	今考えている擁壁は一体で並べるのではなく、幅はだいたい2メートルから3メートルのブロックのような既製品を使ってそれを置いていくというやり方で考えています。さらに細かく調べて、どうしても危険があるような場合は再度場所を少し変えるなど、そこまでは考えています。
大館委員	斜めになっているわけなので、階段状になるということによろしいか。
中村参考人	おっしゃるとおりそういう形ですが、スロープで考えていますので頭を

切りそろえるなどの工夫も考えています。

谷口委員

先ほど地盤改良という話も出たが、もう一度どのような形で地盤改良するのか伺いたい。

野川参考人

L型の擁壁を計画した場合に下の地盤がそのまま使った場合に地耐力を増強させるために、今考えていますのは地下、計画のL型基礎から下1メートルほどセメントを入れまして、もちろん汚染しない六価クロムのでないセメントを使って改良する予定でいます。目標値としては、通常L型は最低でも100kN/m²という強度を持たせるような改良で考えています。

赤川委員

一度請願者側の技術者の釜井教授と協議する機会があったと聞いたが、結果がかなり違っているのだが、それについて何がもとでそのように結果が違ったのか。地下水や安定性の問題など技術的な面から伺いたい。

野川参考人

教授の方は我々が普段やらないようなかなり高度な研究に使われる解析でやられていて立派な解析だと思います。ただ、計算手法は我々が一般的に使っているソフトは販売されているもので安定計算などは行っています。我々の考え方も当初の考え方の計算が現状の滑りを決めつけたり、盛土を1つの土質定数で行い若干アバウトすぎる考え方で行っていたの

ではないかという気がしますが、もう一度我々も応力法の違い、計算の違いでもう1回全応力法で土質定数を考えてみた結果、安全率が上がったということですから、もし、その辺が理由があるのであれば、私の方のデータ土質定数でやられてみたらと思います。

赤川委員

今回擁壁を設計するために最低限の調査をされていると思うが、先ほど、地下水があるかということなのだが、請願者側は例えば含水比試験や圧密試験などをやられてはいるが、そういう意味では、もし請願者側の技術的な判断にある可能性があるということであれば、それを打ち消すために例えば同じ試験を同じ場所でやってみるというような話は出なかったのか。

野川参考人

実施した試験も場所も違いますし、もし可能ということも変ですが、ジャストポイントでサンプリングが出来て、仮にあそこでは圧密の件とは今のところ考えてもいませんし、とりあえず、転倒と滑りと地耐力に関してあれば擁壁の方はもつ、地層全体の方は地層の安定計算をやればもつということで、試験の方については今のところ考えていません。

赤川委員

請願者が言っている安全性というのは擁壁そのものが安全かというよりは、あの地層が安全なのかということだと思う。そういう意味では、擁壁を設計する上では調査で良いと思うが、さらにその安全性といえは、地

下水があるかどうかということに疑義があるわけなので、打ち消すためには同じ試験を行ってみるなどして、さらに今の回答だったら、ないと言い切るならいいと思うが、その辺を公平に考えるとどうなのかと思う。その上で何うが、土質試験は今回は行っていないという解釈でよろしいのか。

野川参考人

土質試験は盛土そのものでは行いませんでした。ただ管理棟の方ではサンプリングが1本採れました。法面もボーリングでは盛土では採れませんでした。その下の方では採れましたので、三軸試験や管理棟の方は圧密試験などの土質試験は行っています。

赤川委員

それで地耐力は十分であるという判断なのか。あと、N値の方はおそらく擁壁の設計をされているので、当然地耐力という意味では、請願者側は2から3で、事業者側は4.2ということである。この辺の見方は擁壁の設計上重要なことだと思うが、差がでた理由についてはどうか。

野川参考人

擁壁のN値で低いところは4から6ぐらいです。安定計算はN値4で計算しています。地耐力的にもたない部分は地盤改良しまして地耐力的にもたせるような工法で考えています。

赤川委員

通常N値は設計する時、低い方をみると思うがどうなのか。

野川参考人

我々はボーリングを管理棟を含め8本行っています。法面に関しては5本行っています。N値の一覧表をご覧になってもわかると思いますが、2や3という数値はでてきていません。全体の数からN値の平均値的なものを考えています。弱いところばかり追求すると過大設計になるということもありますし、逆に強いところをみると過小設計になるという危険がありますので、本数を多く行った方のN値を信用して設計をしています。

赤川委員

地下水はある意味重要な部分で、先ほどの話ではもう試験はしないということだったと思うが、こうやって請願もでているわけで、そういった意味でもう一度公平性を期して、地下水がないと言い切るために、追加の試験を行ってみるというつもりはないということか。

野川参考人

それは事業主の予算もありますので、後で相談してみたいと思います。

村上委員

先ほど修正の図面の話があったが、釜井教授のデータを見ながら自主的に修正を行ったということなのか。

野川参考人

当初、土質定数を1つにしてかなりアバウト的な考え方だったので、もう一度、全部を考える場合に本当に盛土そのものはN値4ぐらいで果たして良いのかということで見直した結果、盛土の上と下ではかなり圧密の具合も違うので土質調査も異なっているだろうということで、もう一度見

直して地層を2層に分けて再度計算をしたということです。

村上委員

先ほど釜井教授も一カ所だけではなく全体的なことが重要だという話をしていました。そういった意味からいって、もう一度見直しをした結果ということによろしいか。

野川参考人

そのとおりです。

大館委員

擁壁は20メートルということだが、全体が盛土なので安全という部分で全体を回すということではないのか。

中村参考人

擁壁は約20メートルですが、全体を回すではありません。地盤が低いところのみ通路を通すためにその部分だけが擁壁となると考えています。

大館委員

他のところも盛土だが大丈夫なのか。

中村参考人

他のところは現状の法面が30度の勾配で安定角といわれる角度になっていますが、そういうところなるべく現状は30度を超えない角度で考えていますので、それは自然の法面という考え方です。

大館委員

自然のところは雑木で木が生えていたりすると思うが、その辺に対して造成するにあたって木を抜いたりした時、やはり木があることによって泥がもつということがあると思うが、どのようにするつもりか。

中村参考人

現在、法面は大きい木はありません。小さい木がたくさん生えています。それは抜いても特に問題はないと思います。さらにその上に、法面を全て保護できるというわけではないのですが、保護網を張って、緑になるようなものがありますので、そういったものを全体的に考えています。

谷口委員

通路を通すところに擁壁という話があったが、それについて伺いたい。また、請願者側から地震係数のところが論点になっており、今回の場合0.2をとるのか0.25をとるのかという記述が請願書にあるが、それについてのコメントをいただければと思う。

中村参考人

擁壁に関しましては右と左にエリアを分けるとしますと、右と左の高低差が2.5メートルあります。そこをつなぐのにどうしてもスロープを考えなくては通行するにあたり、階段は車椅子を使われる方も想定しなければいけないので、そういった意味で2メートルの高低差をつなぐには斜路が必要であろうということで、それを考えますとそこに擁壁でその通路を造らなければならないという考えです。それによりましては、また見直しといえますか、なるべく高い擁壁は造らないようその辺も考えなければい

けないと考えています。

野川参考人

震度係数につきましては通常0.2でやっております、宅地造成等規制法では0.25を使うということになっているのですが、宅地造成等規制法では考えておりませんので0.2の通常の震度係数で計算しています。

城下委員

あの場所は複数の方たちが利用する施設で宅地とは別なのだが、そうすると準宅地的な扱いとなると0.25ということにはならないのか。

野川参考人

通常、いつでも人が住んでいるというわけではありませんので、考えてはいません。

【参考人への質疑終結】

近藤委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中を本委員会のためにご出席いただき、貴重な意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

(参考人退室)

休 憩 (午前12時46分)

再 開 (午後2時0分)

【質 疑】

城下委員

質疑するにあたり、手続きの流れを示した資料があると思うので、執行部から資料として配付してほしい。

近藤委員長

資料を配付することによろしいか。

(委員了承)

城下委員

改正「所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例」における事務手続の流れという資料を今いただいたが、現在の段階はこのフロー図の中でどの辺に該当するのか、説明願いたい。

内野生活環境

課長

現在提出されております墓地経営計画協議書につきましては、平成26年12月に提出されまして、前回棄却しました理由についてはクリアされており、条例の規定の基準に適合していることから、条例及び施行規則の規定に従い、公示縦覧をするとともに計画者が関係住民への説明会、また意見書に対する見解書の提出を求め、現在関係住民との間で協議が行われております。

城下委員

説明会というのは、計画者のところを見ればよろしいか。

内野生活環境

計画者のところを見ていただければよろしいかと思います。

課長

杉田委員

この資料の中のここですと示してもらいたい。

内野生活環境

まず、一番左の欄の一番上に事前指導とありますが、こちらについては

課長

市に墓地を経営したいということで窓口で事前相談に来られたときです。続いて、計画者の欄の事前協議のところですが、計画協議書というものがあります。こちらについては、墓地を経営したいという計画者である大聖寺から市に対し、計画協議書が提出されております。その後、市は書類の精査や現地調査を行い、書類に不備がないか確認しまして、その下にあります公告縦覧を行います。次に、標識設置ということで計画者に墓地の概要を示す標識の設置をしていただきます。その後、説明会の開催通知ですが、説明会の10日前までに計画者から関係住民に出すことになっております。説明会を行ったら、計画者はそのことを市に報告します。説明会を行いましたら、今度は関係住民の方に意見書の提出を求めます。市は意見書を関係住民の方からいただいて、それを計画者に送付することになっております。その後、計画者は意見書に対して、計画者の考え方を記した見解書を市と関係住民の方に送付します。その見解書を見て、まだ協議した

いという方がいらっしゃいましたら、協議の申し出を計画者に対して行い、計画者と関係住民の方で協議をするということで、現在はこの段階までいっております。

城下委員

協議中ということか。

内野生活環境

そのとおりです。

課長

杉田委員

意見書の内容について伺いたい。

内野生活環境

意見書の内容については、賛成という方もいらっしゃいますし、近くにある畑の価格が下がってしまうというような御意見もありました。また、墓地ができしまったら、近くには行きたくないというような意見、それと今回トトロから請願が出されておりますが、当該土地は斜面地で危険性があるという御指摘をされる方など、その内容はいろいろでございます。

課長

杉田委員

見解書の内容については、どのようなものなのか。

内野生活環境

見解書の内容ですが、墓地賛成の方に対してはそのまま条例に則って事務を進めてまいりますとか、土地の価格が下がってしまうということにつ

課長

いては墓地の必要性についてうたっております。また、崩落の危険性については、市の条例や指導に従っていくであるとか、交通渋滞については指導員を配置するであるとか、供物にカラスが寄ってくるのではないかとの懸念に対しては、その日のうちに回収するといった内容の対応方針を示しています。

城下委員 今は事前協議の段階だが、関係各課との協議はこの後にあるのか。それとも、事前協議の段階で関係する課と何か協議をされるのか。

内野生活環境
課長 事前協議が終了しましたら、関係部署にいろいろな申請が上がってきます。

浅野委員 審査意見書を出すにあたって、期限はあるのか。

内野生活環境
課長 審査意見書には、期限はございません。

浅野委員 協議内容報告書と審査意見書を出すまでに、何カ月かかっても構わないということか。

内野生活環境 原則として時間的な制限はありません。市としては計画協議書の提出並

課長 びに説明会の開催報告ですとか、協議をやっていただきますと、その都度協議内容の報告が計画者から市に提出されますので、そういうものを精査し、最終的に事前協議の終了を判断するものであります。

浅野委員 市がどちらかを判断し許可申請書を出す時期について、何か法的に決まりはあるのか。

内野生活環境
課長 法的には決まっておりません。今後、事前協議が終わりますと、崩落の危険性などは他法令に委ねられ、関係部署で審査されることとなります。そういうものを全てクリアしていただいて、許可が必要なものがあれば許可書の写し、届出が必要なものがあれば届出書の写しを添付し、生活環境課に許可申請が出されるものです。

谷口委員 今、事前協議中ということだが、この事前協議を終了する、しないの判断は計画者が判断するという理解でよろしいか。

内野生活環境
課長 市が判断いたします。

城下委員 市が判断するということが、その判断基準について伺いたい。

内野生活環境
課長 先ほども申し上げたとおり、計画協議書の提出でありますとか、説明会の開催結果の報告や関係住民との協議内容等を審査して、協議終了の判断をいたします。

大館委員 請願の件名の中に所沢市が十分精査し吟味するとあるが、今の段階で精査できるのか。

内野生活環境
課長 今回の請願にある崩落の危険性等の問題につきましては、今後、事前協議が終了いたしましたら、他法令に委ねられ審査され必要な指導、助言がされるものと考えております。

杉田委員 そもそも県が昨年指定した土砂災害警戒区域に入っていたら造れないという気がするが、この時点まではそういったことは関係なく進むのか。

内野生活環境
課長 県の指定した土砂災害警戒区域には入っておりません。

杉田委員 付近には3カ所指定されている地域がある。仮に土砂災害警戒区域に入っているとしても、この時点までは進むことができ、そこから先については、他法令で引っかかるということか。

内野生活環境
課長

おっしゃるとおり他法令で判断されます。

浅野委員

前回却下したときは、人家が100メートル以内にあるということだった。この前の現地調査の際にも、家はあったがどういうことか。

内野生活環境
課長

今までの経緯を御説明しますと、平成25年12月に1回目の申請が出されました。その際には、早稲田大学に近接していたため、墓地条例の設置基準を満たしていないということで却下いたしました。この却下というのは、事前協議にも入らなかったということです。平成26年5月には、場所を変更して2回目の申請が出されました。今度は書類が揃っておりましたので、事前協議に入りました。その中で、現地調査、書類の精査をしたところ、100メートル以内に住宅があるということがわかりました。現地調査、居住の実態等を調べたところ、そこに長年住んでいる方がいらっしゃり、人の居住に供する建物ということでそこを住宅とみなし、100メートル以内の設置基準を満たしていないということで棄却いたしました。今も住宅はあるという御質問ですが、申請段階では住んでいる方はいらっしゃいません。建物は事務所や倉庫に使われていると確認しております。

赤川委員

事業計画に対する安全性について疑義があり、いろいろな意見が出てい

と思うが、審査意見書にはその辺についてどういうことが書き込まれるのか。

内野生活環境
課長

審査意見書には市が意見を付して出すこととなりますが、現段階でこういうふうな意見をということは申し上げられません。墓地の経営許可はそんなに頻繁にあるものではありませんが、一般的な例を挙げると、関係住民の要望については引き続き誠実に対応するようにであるとか、他法令については法令を遵守して安全対策には万全を期することといったことが記載されます。

赤川委員

今後、ほかの許可や確認といった手続きがあると思うが、どういうことが想定されるか。

内野生活環境
課長

把握している限りでは、まず開発の許可が必要と考えられます。あと、墓地条例の施設基準で、当該場所に管理事務所を建てることになっておりますので墓地の管理事務所の建築確認が必要です。それから、擁壁を計画しているという話がありましたので、擁壁を造るのであればその高さにもよりますが、建築基準法の許可が必要になります。それから雨水の抑制の基準、それから県のみどり自然課に届出が必要になります。

赤川委員

墓地、埋葬等に関する法律の許可申請の順番でいくと、どのような順番

になるのか。

内野生活環境
課長

順番はございません。審査意見書が出ましたら、順次関係部署を回って
いただいて条例に伴う指導を受け、手続きを踏んでいただくことになりま
す。

赤川委員

許可申請は、それらが全て終わった段階で下りるということか。

内野生活環境
課長

許可申請の段階では、他法令を全てクリアしていただいて、クリアして
いただいた許可書があればその写し、届出があればその写しを付けていた
だいて、全てそれらを揃えて許可申請書に添付していただいて、生活環境
課で全て総合的に条例に照らし合わせながら確認し、条例に適合していれ
ば許可するということになります。

赤川委員

通常、その期間というのはどのぐらいなのか。

内野生活環境
課長

開発の方の申請を出し手直しがなくクリアしてしまうこともあるでし
ょうし、手直しが必要な場合もあるかと思えます。いろいろな法令によっ
て、何週間というような基準があるかもしれませんが、市ではどのぐらい
の期間が必要であるとか、いつ以内に許可申請しなければいけないとい
うようなことは決まっておりません。

赤川委員	今までの例では、どのぐらいの期間で終わっているのか。
内野生活環境 課長	開発等の許可の関係につきましては、所管が違いますので、どのぐらい ということは申し上げられません。
村上委員	所管課として、この事前協議では何をすることになっているのか。
内野生活環境 課長	事前協議につきましては、先ほど申し上げましたとおり、計画協議書の 精査や現地調査、標識の設置、公告縦覧、説明会をやっていただいて説明 会の報告ですとか、意見書、見解書、協議が必要であれば協議して、協議 報告書の精査、それから協議内容の確認が必要と考えております。
村上委員	まず、基準に適合しているか、していないかの判断をこの段階では行い、 適合した上で条例に則って、この表の手続きをしてもらおうというところま だが、事前協議における担当課の仕事ということでよろしいか。
内野生活環境 課長	そのとおりです。
村上委員	所管の仕事の中で、危険な斜面が云々という技術的なことを審査する権 限はあるのか。

内野生活環境
課長

ございません。

城下委員

今、崩落の危険性等いろいろ指摘がされているが、そういった部分の審査は開発許可申請の段階でチェックされるという理解でよろしいか。

内野生活環境
課長

審査意見書が出た後に、許可申請までの間に審査されるものと考えております。

谷口委員

今回の斜面の崩落の可能性云々という懸念については、市としてはどこ
の部門が審査するのか。

内野生活環境
課長

街づくり計画部です。

城下委員

擁壁や雨水の問題も含めて、この間でいろいろやるということか。そして、それを所管するのが街づくり計画部ということか。

内野生活環境
課長

街づくり計画部は開発指導課と建築指導課、雨水の関係は建設部河川課になります。

浅野委員

自治連が署名協力をお願いを出している書類に市の経過や見解が出ていて、不許可にした場合は裁判になり市は敗訴の可能性が大きく、敗訴すれば大規模墓地ができてしまうというようなことが書いてあるが、事業者側が訴訟を起こすのはどの段階であると考えているのか。

内野生活環境
課長

自治連の書類について市は作成しておりませんし、いつの時点で裁判になるということはわかりません。それに、不許可になった場合というふうにお話ししておりますが、不許可になるかどうかということについては、今後許可申請までに他法令をクリアできないということも考えられるわけです。生活環境課の方に戻って来て最終的に判断をするときに、全て揃っているかどうか、まだ不備があるかどうかなど、そういったことがありますので、今の段階で不許可になるとか、不許可になったらいつ裁判なのかと言われても、なかなかお答えできません。

村上委員

これは許可に関する手続き条例ということで、条例に沿った手続きに則っていけばそれは粛々と進めていかなければいけないということではないか。

内野生活環境
課長

そのとおりです。

村上委員

今の段階では審査意見書を出す前の段階で最終的な協議を終結するかどうかという判断を待っているところだと思うが、先ほどの自治連のいろいろな動きなども一つの意見として出てくるだろうから、それが出てくるまでは当然結論が出ないということではよろしいか。

内野生活環境

課長

地域の代表の方が署名活動をしていらっしゃるということは知っていますので、そういったことも今回審査意見書を作成して交付する一つの判断材料となると思います。

村上委員

意見書なども出てくる可能性があるということで、今の段階ではそういったことをクリアしていけば、手続き上、次は審査意見書を出す時期にきているということではよろしいか。

内野生活環境

課長

そのとおりです。

村上委員

最終的に許可する許可しないということは、次の段階での各関係法令をクリアするかしらないかということについて、まずは所管としては手が離れてその届出等全ての許可が下りてくるものを待っているだけということではよろしいか。

内野生活環境
課長

そのとおりです。

村上委員

参考人の話にもあったが、請願の中で斜面災害の専門家による調査報告を所沢市が十分精査し吟味することを求めるということなのだが、今の事前協議の段階で生活環境課に精査をすることや吟味をする権限はあるのか。

内野生活環境
課長

ないと考えています。

村上委員

この辺のところが反映されるというのは、審査意見書が出て具体的に関係法令の申請を出す中で、各法令の中で精査していくということによろしいか。

内野生活環境
課長

審査意見書を交付し、他法令に委ねられた時に関係機関で必要な指導や助言がされるものと考えています。

赤川委員

擁壁の開発許可の段階で、擁壁の安全性や安定性などが審査されると思うが、開発や建築以外で市として緑の基本計画やその他環境保護という意味で、あの土地や立地に関して計画として考えていることはあるか。

内野生活環境
課長 墓地条例の中で施設基準があり、今回の計画地は条例上は25%の緑地率を設けるようになっていますが、計画では40%以上の緑地率を設けるということです。また、市が緑の保全を進めているということは計画者にも理解いただいていると認識しています。

関谷みどり自
然担当参事 緑の基本計画の中の狭山丘陵保全配慮地区に今回の土地は入っていますので、そういった意味合いからもみどり自然課としては緑地の指導をさせていただきますこととなります。

赤川委員 参考人の請願者の方が市長と会って、場合によっては市が購入するような話が出たという話もされていたが、具体的に市が環境保全などの観点から仮にあの土地を購入するとしたら課題について考えられることがあるか。

関谷みどり自
然担当参事 その他の条件がまとまれば金額が一番の課題になると思います。

谷口委員 今回の請願について環境クリーン部と公益財団法人トトロのふるさと基金で、審査意見書に反映するかしないかなど事前のやり取りは何かあったのか。これまでの発言で、斜面が危険かどうかということは、環境クリーン部が意見を言うような立場ではないという趣旨だと思ったが、どのよ

うな経緯があったのか。

内野生活環境
課長

公益財団法人トトロのふるさと基金からは要望書を何回かいただいています。今回の請願の趣旨などについては要望書の中には本日の参考人の釜井教授の意見を聴取して欲しいという内容のものはありました。

谷口委員

今回、請願の趣旨について環境クリーン部として審査意見書で述べるべき話ではないという趣旨は伝えているということか。どうもその点がかみ合っていないような気がする。

内野生活環境
課長

事前協議につきましては条例に基づいて行ってきていますので、審査意見書についてそのような内容を盛り込んで欲しいというようなことは聞いていません。

村上委員

意見書というのは市を通して事業者意見が届くということか。

内野生活環境
課長

そのとおりです。

村上委員

その後、意見を出した人と事業主とで協議を重ねた内容についての協議内容報告書が届くという流れで、その協議報告書は話し合いが済みました。

ということがなければ、次の審査意見書の段階には行けないということか。

内野生活環境
課長 協議報告書の内容にもよると思いますが、話し合いがつけば良いと思いますが、話し合いがつかないということもあります。内容が今回のように崩落の危険性があるなどということになりますと、それは他法令で審査されるものなので、審査意見書を出す際に、問題になるかどうかということ
は判断材料の一つになると思います。

村上委員 意見書を財団が提出されて、事業主がその意見書を基に何回か協議を行ったというところまではよろしいか。

内野生活環境
課長 そのとおりです。

村上委員 現状は協議がなかなか整わない状況であるということによろしいか。

内野生活環境
課長 そのとおりです。

村上委員 参考人の話で、今後手続きを進める中で関係法令の中で指導を受けてい

くということだったが、協議書報告の中にそのような内容はなかったのか。

内野生活環境
課長

市の指導に従うということは記載があったと思います。

谷口委員

市として崩落の危険性が懸念されると判断した時は事務手続きの流れの中でどこに反映されるのか。

内野生活環境
課長

崩落の危険性等につきましては他法令に委ねられ担当課で審査されるものですので、許可申請までの間に何らかの指導や結論が出るのではないかと思います。

谷口委員

街づくり計画部が所管するということになるのか。

内野生活環境
課長

いろいろな課が該当してくると思いますが、崩落の危険性ということで街づくり計画部と認識しています。

赤川委員

審査意見書について技術的なことは環境クリーン部では判断できないということで開発許可の段階で適切な指導があるということだが、これまでの様々な協議の中で請願まで出てきているわけだが、安全性について意

見書の中で少しは盛り込まれる可能性はあるのか。

内野生活環境
課長

他法令を遵守してくださいなどになると思います。

城下委員

他法令に遵守してということでも盛り込むということだが、今の段階で安全性について意見が分かれているわけである。両方の意見を意見書の中に含めていくという理解でよろしいか。

内野生活環境
課長

あくまでも市の考え方で法令を遵守してくださいという記載の仕方と
いうことで考えています。

村上委員

手続き上、その判断は関係法令がないと分からないということか。

内野生活環境
課長

そのとおりです。

村上委員

参考人から崩落の危険性があるなどの精査をして、最終的には広範な裁量権に基づいて判断して欲しいという話があった。広範な裁量権という意味だが、これはこういったことが全て整ったが許可権者として裁量権をもって許可して欲しいということなのか。それとも何かのものがチェック出

来ないので、あるいは危険だと判断したら不許可にするということなのか。全部手続きが終わった場合は、全て裁量権の判断ということなのか。

内野生活環境
課長

広範な裁量権というものは以前議会でも答弁していますが、具現化したものが条例ですので、条例に従い事務を進めてまいりたいと考えています。

村上委員

条例や規則に沿って手続きが進んでいけば、そこには広範な裁量権はないということになるのか。

内野生活環境
課長

裁量権を具現化したものは条例であり施行規則だと思います。墓埋法や指針の中で、地域や実情に合わせて条例や規則を決めることが指針で示されています。この中で、所沢市の墓地条例が出来ているわけなので、裁量権を具現化したものが条例であり、今年3月に所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例も改正しました。それも広範な裁量権の1つだと思います。

村上委員

先ほど裁判の話もでていたが、その趣旨というのはこういった裁量権としての条例の条項あるいは規則に則って審査をしてクリアしているのに許可が出なかった場合に市が訴えられる可能性があるということなのか。

内野生活環境
課長

そのとおりだと思います。

浅野委員

3月に改正された条例は今回の墓地には適用されないのか。

内野生活環境
課長

この墓地計画につきましては昨年の12月に申請しています。所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例は今年の3月に改正し、経過措置ということで旧条例が適用になります。

杉田委員

大聖寺がこれから計画しているのは800基ぐらいとのことだったが現在の区画と残っている区画を確認したい。

内野生活環境
課長

現在大聖寺の周りにある墓地の区画について全体は正確な数は不明ですが700ちょっとで残りは25区画で、現在計画しているのが850区画です。

村上委員

今回の条例改正の趣旨は事業型墓地に対する規制という話だと思うが、参考人の事業主の話ではあくまでも檀家や信者の方の求めに応じて作っている墓地ということだった。今回のこの墓地は事業型の墓地とはならないのか。

内野生活環境 課長	三ヶ島2丁目に計画している墓地は事業型墓地、宗派を問わない墓地です。
村上委員	新条例ではここは当てはまらなくなってしまうのか。
内野生活環境 課長	新条例では申請出来ないことになります。
村上委員	今後は同じようなことが出てきても条例の基準からは外れて今後はそういう墓地は出来ないという理解でよいか。
内野生活環境 課長	今の墓地の未使用区画数からすれば、ここ数年は申請できないということになります。
谷口委員	所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例の旧条例の話がでていますが、旧条例の第8条の墓地等の経営の許可等の第4項に市長は第1項、第2項の規定による許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付すことができるとなっているが、必要な条件というのは、斜面の崩落の危険性などの条件などはここに入るのか。
内野生活環境	条件を付けることはできると思いますが、三ヶ島2丁目の墓地計画はま

課長	だそこまでいっていませんので、具体的にどのようにするかはまだ決ま ていません。
谷口委員	斜面の崩落の危険性などの項目については、第8条に入ってくる可能性 があるということでしょうか。
内野生活環境 課長	崩落の危険性があった場合については、他法令の許可申請の前に許可が 下りないと思います。
谷口委員	崩落の危険性の判断は、この条文に関連して行うという理解でよいか。
内野生活環境 課長	崩落の危険性という話がありましたが、そちらにつきましては審査意見 書が出て許可申請までの間に他法令に委ねられて審査されますので、許可 ができれば墓地の経営許可の申請書に許可書の写しを添付していただくよ うになります。
谷口委員	崩落の危険性を回避するための条件を付けなさいという部分があると したら、この条文に関連してくるという理解でよいか。
内野生活環境 課長	許可の条件ですので、崩落の危険があるのであれば許可できないという ことになります。

赤川委員

今回、安全性の吟味については、環境クリーン部では出来ないということで、具体的に先ほど街づくり計画部の開発許可の申請の段階になった時に、当然、開発許可の中には擁壁の建築基準法も絡むが擁壁の設計や基になった調査、地下水の話なども当然あると思うが、設計側の調査をし、それに基づいて構造計算をすることは成り立つが、今回事前協議は進んでいるが、開発許可を下す段階でそうでない意見が出た場合、事業者側が設計したものは絶対なのか、他の調査結果が出た場合、それは開発許可に影響を与えるのか。

内野生活環境

他課に関する事なのでお答えできません。

課長

谷口委員

公益財団法人トトロのふるさと基金がボーリング調査を行った1カ所は市の所有地だったと思うが、市の所有地でボーリング調査を行った経緯と、どのような判断で許可をしたのか。

関谷みどり自

公益財団法人トトロのふるさと基金から市が所有している土地についてボーリング調査を行いたいという申請が出てきたので許可をしたということ。

然担当参事

谷口委員

特に何か意向があつて許可をしたということではないのか。

関谷みどり自

特に何も意向はありません。

然担当参事

村上委員

請願の件名は、「狭山丘陵・三ヶ島2丁目に造成予定の墓地計画は、所沢では前例のない盛土・急斜面地であり、崩落の危険性に関する斜面災害の専門家による調査報告を、所沢市が十分精査し吟味することを求める件」となっていて、先ほど安藤参考人に対する質疑で、この趣旨は、精査し吟味することを意見書の中に付けてほしいのかと確認したが、そうではないと訂正があつて、審査をした上、裁量権で判断してもらいたいと訂正発言があつた。今の生活環境課の事前協議の中で、十分精査し吟味するという文言であるが、これについて担当課としてどのように捉えるのか。

内野生活環境

関係法令に委ねて審査されるものと考えております。

課長

谷口委員

今回の請願が仮に採択された場合、市としては、どのように捉えるのか。

内野生活環境

関係課に委ねられ、最終的に生活環境課で許可することになると思いますので、お答えできません。

課長

谷口委員

関係課ということだが、この請願が違う課に委ねられるということか。

内野生活環境
課長 請願の内容を委ねるわけではなく、墓地の経営許可は生活環境課が担当
しておりますので、申請を受けて最終的に許可するのは環境クリーン部生
活環境課の所管と考えております。ただし、その間に他法令で審査される
ものがございます。

城下委員 関係各課に回ってから、その結果を受けて最終的に許可するかどうかも
含めて判断するのが生活環境課になると思う。この請願を受けて、問題点
や課題があれば、議会で審議しているのだから、そういった意見なども関
係各課にもいくのか。

内野生活環境
課長 請願の件名に所沢市が十分に精査し吟味することを求めると書いてあ
りますので、環境クリーン部生活環境課とは記載されていませんので、所
沢市の関係各課で十分吟味すると思います。

村上委員 それは関係法令で十分に吟味していくことの採択を受けたと判断する
ということか。

内野生活環境
課長 請願が採択された場合には、そのように考えると思います。今回のよう
に請願がなくても、申請が提出されれば、十分に吟味しているところでご
ざいます。

村上委員

この請願の趣旨は、調査報告を十分に精査吟味してもらいたいという意味で承ったが、先ほどの参考人の質疑で、そういったことを審査意見書の中に反映してもらおうということで良いのかと話をしたら、最初は、そのとおりですと言ったが、途中であくまで精査したことを審査意見書に盛り込んでもらいたいと訂正があった。あくまで審査意見書に入るまでの段階における請願と私は受け止めた。

内野生活環境
課

審査意見書を出すのは生活環境課です。

村上委員

改めて訂正をされたということの趣旨は重いと思う。事前協議の段階の請願となると私は思う。

内野生活環境
課

所管課としては、あくまで条例・規則に則って最終的に審査意見書を出してまいりたいと考えています。

赤川委員

請願書を良く読むと時期も今すぐに吟味してほしいとは書いていない。仮に採択された場合、今回、いろいろな議論もあった。このようなものが開発許可申請がされた段階で、それが反映される。そのときにこのようなこともあったので、それを十分吟味することが担当課に伝わるということか。仮に採決されたとしても、その段階では審査結果は一切、反映されな

いということか。

内野生活環境
課

今回の請願については、所沢市の関係各課で情報収集はしておりますので、生活環境課も関係部署とは情報交換を行っておりますので、必要な情報と考えております。

村上委員

請願の件名の趣旨について各委員の考え方が分かれていますので、自由討議にしたいと思います。

近藤委員長

質疑の途中であるが、自由討議にすることでよろしいか。

(委員了承)

【自由討議】

村上委員

請願の件名の趣旨がどのようなところにあるのかということで、安藤参考人に伺ったところ、最初は精査、吟味することを意見書の中に反映させることで良いのかという話であったが、途中で訂正発言があつて、そのリスクの高い土地になっているので、精査をしたことを審査意見書に盛り込んでもらいたいということが請願の趣旨であると発言があつた。そのような意味で言えば、訂正までされたことなので、それが請願の趣旨ではないかと思う。

大館委員

先ほどの参考人の話の中で、村上委員の発言のとおり、事前協議中で審査意見書はこれから付けるわけで、そこで訂正までして言ったことに対して、請願の中身と本日参考人が発言したことに差異があることを確認したので、請願の中身と違うと思った。

赤川委員

元々は意見書に盛り込んでほしいということだと思うが、今の理事者側の質疑の中で、理事者側としては、技術的な判断ができる段階でないと答弁があった。請願者の趣旨をくみ取ると少しでも反映してほしいということなので意見書以外でも、許可申請が下りた後、他の法令に基づいたということなので、その段階にでも気持ちをくみ取ると、その段階で今回の趣旨は反映されても良いのかなと思う。

村上委員

反映されるという話が、このような審査も行っているので、当然、それが反映されながら各担当課でもって、その関係法令の中で審査していくとあったので、この請願をこの委員会で審査する場合に、この計画は、あくまで事前審査の段階なので、審査意見書を付ける段階まで踏み込んで言われると議会はそれを事前審査の段階なのに、審査意見書まで進めていきなさいという判断になってしまうのではないかと。

城下委員

赤川委員の発言のとおり、私も同じ捉え方をしている。何もこの事前協議の部分だけで動いていくような請願という位置づけとしては捉えてい

なかった。この後も含めて、この請願の趣旨が活かされるということでの捉え方を今の質疑の中で確認できたと思っている。

大館委員

事前協議の中で、これを認めていくと今後、違う申請などで、そこで吟味してほしいということで請願を出せば、手続きを一步超えた前の段階から口を出してやっていくような前例になるのではないか。

城下委員

やっぱり憲法に基づく請願権であるので、その部分で今から想定して前例になるというのは違うと思う。

村上委員

請願権について、我々がどこまで審査できるかという範囲があるわけで、自分たちの権限に及ばないところまでについて、議決することができないというのは審査する側にもある。事前審査の段階で次のステップの事前申請を受け付けたところまでを想定して我々が審査できるかというところが難しいと私は思う。

城下委員

そこは限定していないのではないか。

村上委員

先ほど訂正発言があって意見書の中に、そのようなことを盛り込んでほしいという意見だったので、あくまで、この請願を審議する中で、できれば市に審査意見書の中に盛り込んでもらいたいということが趣旨だとす

れば、手続上は、次のステップに踏み込む内容の議決を我々がしないとい
けないのではないかという気がする。

浅野委員

先ほど安藤参考人が言い直した件について、村上委員の発言のように意
見書の中に盛り込んでほしい、あるいは意見書の前に調べてほしい内容の
話で、紹介議員が検査だけでなく、ここには絶対、お墓を作らないとい
う紹介議員もいて、紹介議員になることも難しいし、審査するのも難しい
と思う。ただし、趣旨はとてもわかる。

杉田委員

請願者が訂正されて、十分精査してその結果を意見書に盛り込んでくれ
と言ったと思うが、執行部との質疑の中では、生活環境課では、その審査
ができるような内容ではないということがあるので、事前審査の段階で崩
落の危険性などの点については入れない部分である。個人的には、所沢市
が十分に精査し吟味することを求める内容で入れて、結果的に他法令に基
づき精査しながら進めてもらうようなことで対応するしかないのかなと
思う。

谷口委員

今回の論点が崩落の危険性についてはどうかと。事業者は大丈夫だと。
請願者は崩落の懸念があるのではないかということなので、我々がどのよ
うにその懸念について、どこの部分でどのように反映させていくかという
ところを考えれば良いと思う。

村上委員

請願者の趣旨をどこの部分で我々がくみ取るかという裁量権を多少、議会でも持った方が良いという話か。

谷口委員

我々も技術的判断はできないので、それをどうするのかというところだと思う。

浅野委員

個人的には緑の中に擁壁のようなものはいらないと思うが、危険性があるから、少し平らにして擁壁を作って危険性を無くすという話もあったので、釜井参考人が言っていた危険性を防いで作るというのは少し違うように思った。事業者側は危険性をカバーしていると言うので、技術的にはわからないが、危険性をカバーしていることまで危険だというほど、同じレベルでの話でないように思った。

村上委員

請願の件名の文字自体が大きな意味合いを持っていると思う。

【自由討議終了】

休 憩 (午後 3 時 2 0 分)

再 開 (午後 3 時 3 0 分)

【質 疑】

杉田委員

請願者の件名で、所沢市が十分精査して吟味することをして、その結果

を審査意見書に載せてくれと訂正されたようだが、それだったら、そのよ
うな対応が市としてはできるのか。

内野生活環境
課長

関係部署にも申請等は出されていませんので、そのような対応は難しい
と思います。

村上委員

全体に関わるようなトータル的なことで十分精査し吟味してほしいと
いうことであれば、このような審査もしているし、それが意見交換の中で
担当課には結果的には伝わることになるということか。

内野生活環境
課長

請願の件名をそのまま読めば、所沢市が十分精査して吟味することとい
うことであれば、当然、市はどのような課であっても許可申請、許可を下
ろす課であれば、当然、申請があがってくれば精査や吟味はします。

大館委員

ここに書いてあるように各課では、十分審査した結果、問題がなければ
許可となるのか。

内野生活環境
課長

そのとおりです。

谷口委員

請願の中の要旨だが、墓地計画地については盛土崩落の危険性に関する

十分な調査と解析がなされるべきであるとなっているが、仮にこの請願が採択された場合は、その十分な調査と解析は、どのような形で進むことが想定されるのか。

内野生活環境
課長

関係部署になりますので、生活環境課としてはお答えできません。

城下委員

先ほど赤川委員と谷口委員の質疑に対して担当課でないから回答できないという答弁があった。そのような意味で開発関係もあるので、話を聞きたい。

杉田委員

そのことも含めて、一旦休憩をとり、協議会を開催してもらいたい。

休 憩 (午後 3 時 3 5 分)

(休憩中に協議会を開催する。)

再 開 (午後 3 時 4 5 分)

【質疑終結】

休 憩 (午後 3 時 4 6 分)

(休憩中に協議会を開催する。)

再 開 (午後 5 時 1 5 分)

杉田委員

【意見】

至誠自民クラブを代表して、請願第2号について趣旨採択を主張します。このたびの請願は所沢市に対し、当該墓地計画地の安全性について十分に吟味してほしいとの趣旨であります。参考人の質疑の中で請願者側の専門家釜井教授の意見を参考に事業者が見直しを行っているという事実、また本申請にあたっては市の指導をいただきながら進めていくとの話がありました。請願者、事業者との懸案については、事前審査の時点において、請願趣旨を本日の審査の中で、一応の調整は整ったといえます。また参考人、理事者側に対する質疑を通じ、市として請願者側と事業者側に安全性に対する考え方に齟齬があるものの安全性に対する請願者の趣旨も理解できます。

しかし、理事者側の説明では事前審査の段階では請願の趣旨を反映するのは難しく、当該事業が、まだ手続き的にその段階にないため、環境クリーン部としては請願内容に対応できないことがわかりました。

よって、その手続きに進んだとき、他法令に基づき、しかるべき時期に市が安全性を十分吟味する必要性を認め、趣旨採択を主張します。

【意見終結】

【採決】

近藤委員長

請願第2号については、全会一致、趣旨採択すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行なうことと
決定した。

散 会 （午後5時18分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成27年第3回（9月）定例会

建設環境常任委員会

- 1 環境との共生について
- 2 環境保全について
- 3 みどりの保全・公園の整備について
- 4 廃棄物の減量・資源の循環について
- 5 住宅・住環境について
- 6 市街地整備について
- 7 土地利用について
- 8 道路について
- 9 健全な水環境の保全《河川・水路》について
- 10 上水道について
- 11 下水道について